

第150回組合会 会議次第

日 時 令和7年7月7日（月） 午後4時

場 所 東天紅上野店 8階「ザ・ルーキス」

1. 開 会

2. 報告事項

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| (1) 組合会議員及び理事に係る議員選定並びに補欠選挙結果 | (6) 子ども・子育て支援金の徴収に係る現状 |
| (2) 事業状況 | (7) 「ポスト2025」健康保険組合の提言 |
| (3) 大規模事業所の脱退意向の状況 | (8) 電子配信システム（セコム）の活用の拡充 |
| (4) マイヘルスウェブ委託業者による個人情報の漏洩 | (9) 健康保険料等滞納状況 |
| (5) 個人情報保護に係る健康保険組合のセキュリティ対策状況 | (10) 理事長専決事項 |

3. 議 案

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| 第1号 保険証廃止に係る更なる取り組みの強化（案） | 第6号 令和6年度収入支出決算（案） |
| 第2号 事業所名称変更等による組合同約の一部改正（案） | 第7号 令和6年度収入支出決算残金処分（案） |
| 第3号 議員定数及び理事定数の見直しによる組合同約の一部改正（案） | |
| 第4号 組合同約及び規則の一部改正（案） | |
| 第5号 令和6年度事業実績報告（案） | |

4. そ の 他

5. 閉 会

目 次

報告事項

(1)	組合会議員及び理事に係る議員選定並びに補欠選挙結果	1
(2)	事業状況	2
(3)	大規模事業所の脱退意向の状況	8
(4)	マイヘルスウェブ委託業者による個人情報の漏洩	9
(5)	個人情報保護に係る健康保険組合のセキュリティ対策状況	11
(6)	子ども・子育て支援金の徴収に係る現状	12
(7)	「ポスト2025」健康保険組合の提言	15
(8)	電子配信システム（セコム）の活用の拡充	17
(9)	健康保険料等滞納状況	18
(10)	理事長専決事項	19

議 案

第1号	保険証廃止に係る更なる取り組みの強化（案）	24
第2号	事業所名称変更等による組合同約の一部改正（案）	28
第3号	議員定数及び理事定数の見直しによる組合同約の一部改正（案）	29
第4号	組合規程及び規則の一部改正（案）	30
第5号	令和6年度事業実績報告（案）	32
第6号	令和6年度収入支出決算（案）	47
第7号	令和6年度収入支出決算残金処分（案）	55
その他	57

株式会社クラウン無線 田中 英二 選定議員、株式会社リョーサン 新 房和 互選理事、双信電機株式会社 小林 孝道 互選理事、及び株式会社エクセル 岩田 勉 互選議員の辞任に伴う選定議員の選定並びに補欠選挙の結果についてご報告いたします。

なお、互選議員補欠選挙及び理事補欠選挙においては、いずれも立候補者数が選挙すべき議員又は理事の定数であったため、規約・規程により無投票当選となりましたことを併せてご報告いたします。

選定議員

ライト電業株式会社	岡本 直哉
-----------	-------

互選議員

株式会社エクセル	中村 一郎
双信電機株式会社	加藤 芳邦
中央ビジコム株式会社	松村 兼孝

互選理事

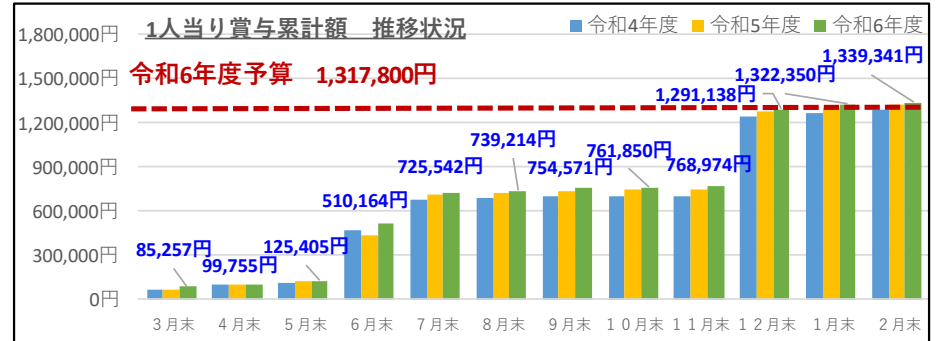
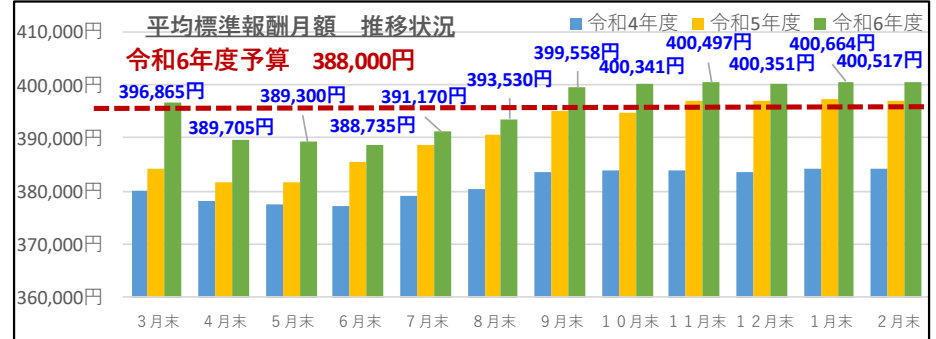
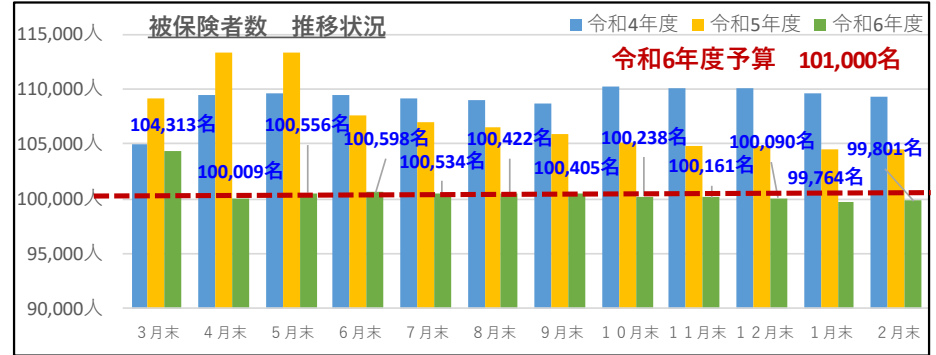
株式会社ヨコオ	山田 和彦
千代田電子機器株式会社	石川 盛晴

適用状況

※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況
 ※各グラフ内の数値は当年度を表記

(免除者除く)	令和6年度 決算	令和5年度 決算	令和4年度 決算
事業所数	社 787	社 803	社 803
被保険者数	名 100,574	名 107,183	名 109,138
被保険者 平均年齢 (免除者含む)	歳 43.81	歳 43.54	歳 42.94
平均標準 報酬月額	円 395,931	円 390,772	円 381,336
標準賞与額 総額	千円 134,702,868	千円 141,178,818	千円 141,022,793
被保険者1人 当りの 標準賞与額	円 1,339,341	円 1,317,175	円 1,292,151
被扶養者数	名 71,236	名 79,402	名 81,530
被保険者1人 当りの 被扶養者数	名 0.702	名 0.734	名 0.741
前期 高齢者数	名 4,649	名 4,550	名 4,454
前期高齢者 加入率	% 2.691	% 2.426	% 2.325

【主要基礎項目推移状況】



現金給付費の推移状況

□令和6年度支払状況

	令和6年度 決算		令和5年度 決算		前年度比		令和4年度 決算		令和3年度 決算	
	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り
合計	2,922,323,024円	28,884円	3,095,715,535円	28,828円	94.4%	100.2%	3,014,838,953円	27,288円	2,831,152,298円	26,534円

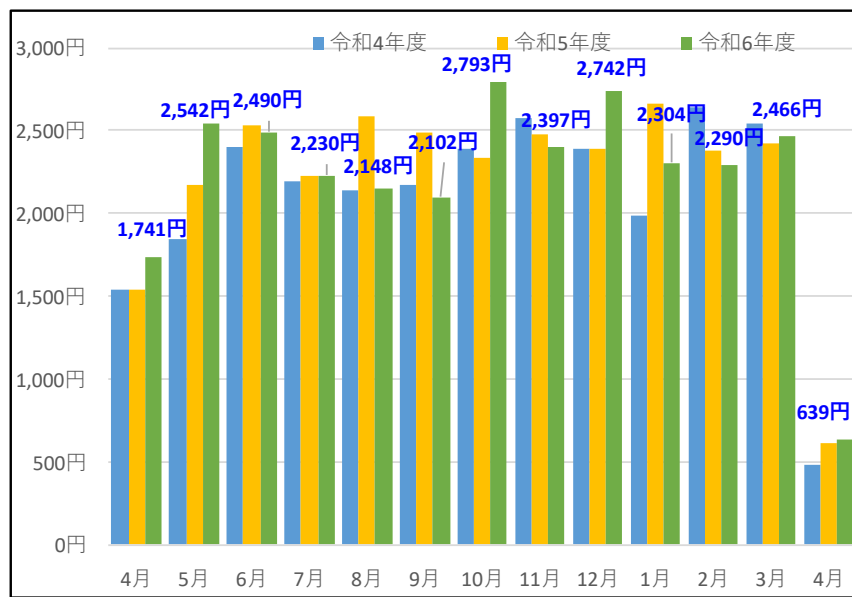
(再掲) 傷病手当金

1,645,528,994円	16,262円	1,696,135,381円	15,800円	97.0%	102.9%	1,650,587,236円	14,938円	1,378,229,827円	12,908円
----------------	---------	----------------	---------	-------	--------	----------------	---------	----------------	---------

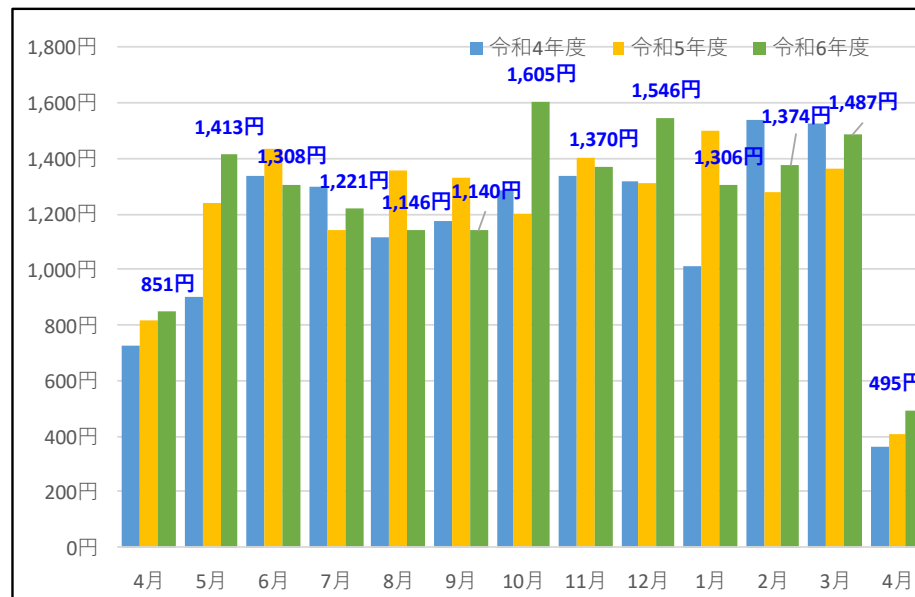
(再掲) 傷病手当金のうちコロナ感染症

11,992,416円	119円	25,525,488円	242円	47.0%	49.2%	47,664,326円	433円	17,121,570円	161円
-------------	------	-------------	------	-------	-------	-------------	------	-------------	------

□現金給付費 被保険者1人当り月別推移状況



□傷病手当金 被保険者1人当り月別推移状況



※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況

診療費の推移状況

□令和6年度支払状況

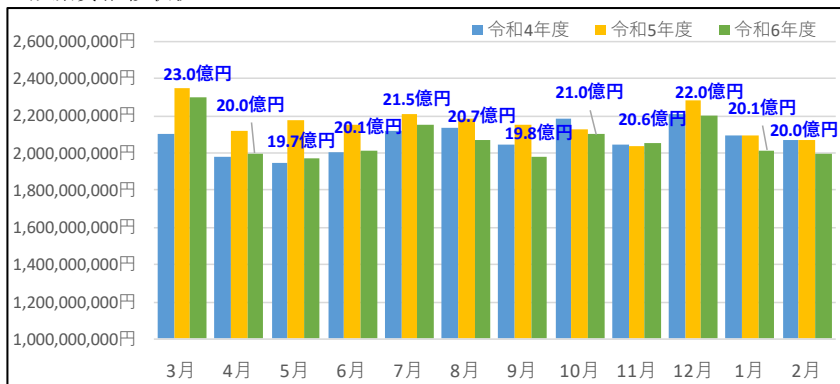
	令和6年度 決算		令和5年度 決算		前年度比		令和4年度 決算		令和3年度 決算	
	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り
合計	(1,629,927,252円)	(350,549円)	(1,667,579,960円)	(366,729円)	(97.7%)	(95.6%)	(1,522,340,092円)	(341,893円)	(1,479,079,019円)	(347,165円)
	24,833,991,453円	244,601円	25,952,371,834円	239,991円	95.7%	101.9%	24,930,573,429円	226,570円	22,532,150,033円	211,515円

(再掲) コロナ感染症

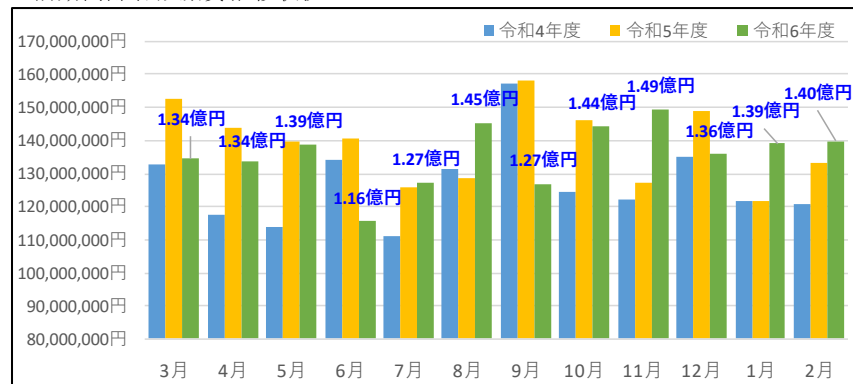
157,926,274円	1,556円	344,692,385円	3,186円	45.8%	48.8%	800,632,040円	7,275円	481,078,206円	4,516円
--------------	--------	--------------	--------	-------	-------	--------------	--------	--------------	--------

※上段 () 内は前期高齢者診療費

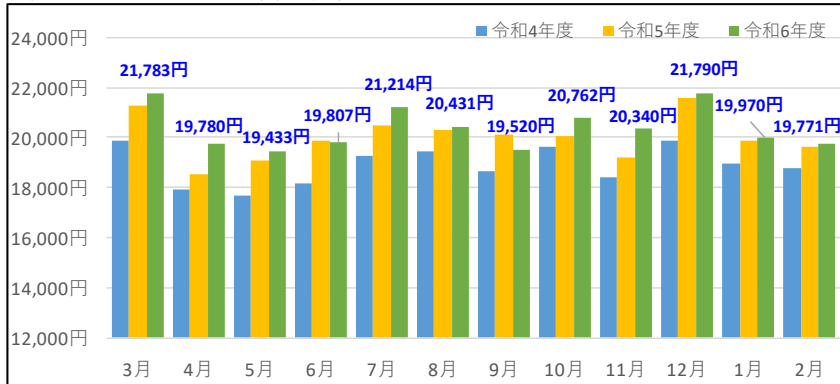
□診療費推移状況



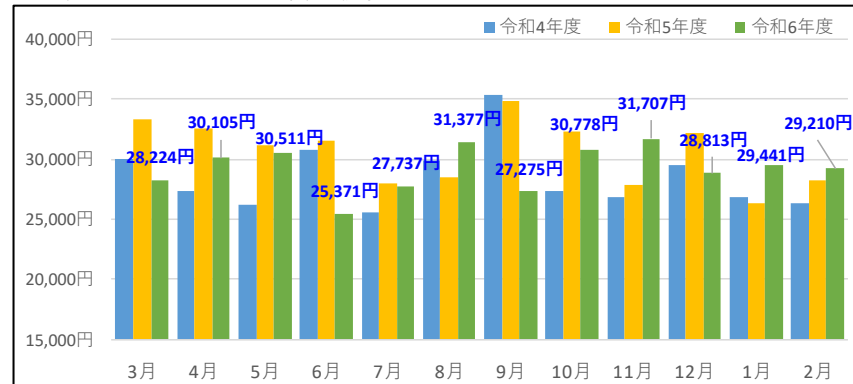
□前期高齢者診療費推移状況



□被保険者1人当り診療費推移状況



□前期高齢者1人当り診療費推移状況

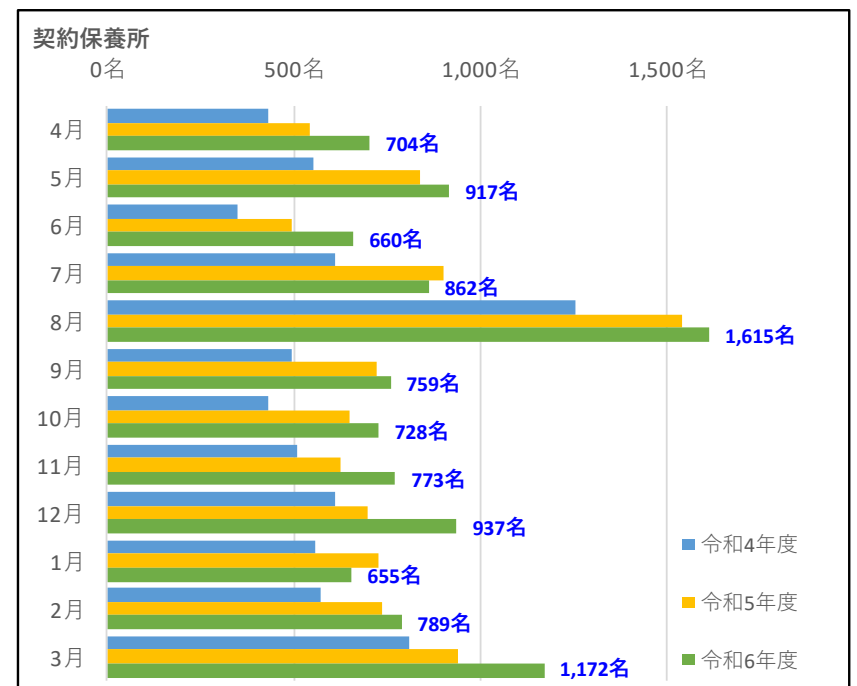
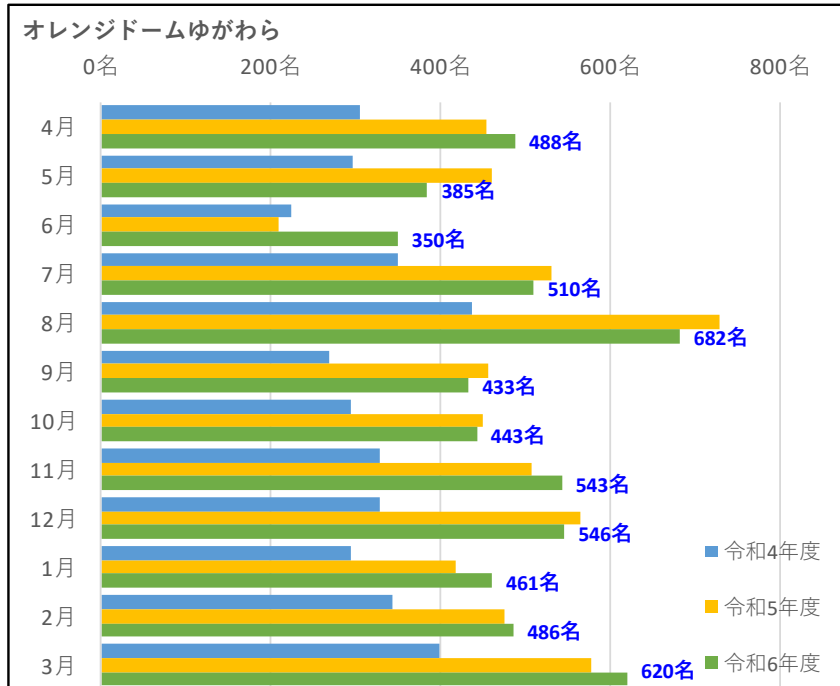


※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況

保養施設・体育奨励施設利用実施状況

□令和6年度実施状況		令和6年度 決算	令和5年度 決算	前年度比	令和4年度 決算	令和3年度 決算
直営	オレンジドームゆがわら	5,947名	5,835名	101.9%	3,868名	1,074名
	小計	5,947名	5,835名	101.9%	3,868名	1,074名
その他	借上保養所	1,720名	740名	232.4%	742名	557名
	内、ハワイ保養所	1,158名	—名	—%	—名	—名
	他健保保有保養所	53名	69名	76.8%	68名	128名
	契約保養所	10,571名	9,419名	112.2%	7,190名	4,325名
	小計	12,344名	10,228名	120.7%	8,000名	5,010名
合計		18,291名	16,063名	113.9%	11,868名	6,084名
大宮	野球場	1,067.0面	981.0面	108.8%	913.0面	459.5面
	テニスコート	1,580.0面	1,561.0面	101.2%	1,969.0面	588.0面
	合計	2,647.0面	2,542.0面	104.1%	2,882.0面	1,047.5面
スポーツ施設		34,201名	31,731名	107.8%	26,771名	20,669名

(スポーツ施設：へるすびあ、ルネサンス、コナミ、NAS、JOYFIT、メガロス)



健診実施状況

□ 令和6年度実施状況		令和6年度 決算	令和5年度 決算	前年度比	令和4年度 決算	令和3年度 決算	
被保険者	基本健診（定期健康診断）	88.9 %	90.5 %	-1.6 %	88.3 %	86.3 %	
	生活習慣病健診	48.2 %	49.7 %	-1.5 %	47.8 %	48.1 %	
	人間ドック	41.5 %	39.9 %	1.6 %	39.3 %	37.5 %	
	婦人健診関係	20.9 %	21.3 %	-0.4 %	21.7 %	25.2 %	
	被保険者受診率	93.1 %	93.4 %	-0.3 %	90.9 %	89.7 %	
被扶養者	人間ドック	13.4 %	12.7 %	0.7 %	11.7 %	10.1 %	
	婦人健診関係	23.2 %	21.9 %	1.3 %	23.1 %	23.9 %	
	家族健診	1.4 %	1.3 %	0.1 %	0.9 %	0.8 %	
	被扶養者受診率	37.4 %	35.5 %	1.9 %	35.3 %	34.3 %	
合 計		83.0 %	82.3 %	0.7 %	80.3 %	78.7 %	
歯科健診	通 院 型	被保険者	230 名	145 名	158.6 %	170 名	174 名
		被扶養者	56 名	- 名	- %	- 名	- 名
		合 計	286 名	145 名	197.2 %	170 名	174 名
	訪 問 型 集 団	5社 124名	8社 223名	55.6 %	4社 72名	1社 60名	
	訪問型口腔衛生セミナー	0 社	0 社	0.0 %	0 社	0 社	

健康推進事業実施状況

報告事項(2) - ⑥

【令和7年5月末日現在】

□特定健康診査等実施結果

		令和6年度(見込)	令和5年度(実績)	令和4年度(実績)	令和3年度(実績)	令和2年度(実績)	令和元年度(実績)
特定健康診査	被保険者	92.8%	93.4%	92.9%	91.0%	90.1%	92.3%
	被扶養者	37.4%	36.7%	36.9%	35.2%	30.9%	33.8%
	合計	79.2%	79.1%	78.5%	76.1%	74.0%	76.2%
特定保健指導	被保険者	20.3%	19.6%	14.5%	9.5%	9.4%	11.9%
	被扶養者	17.5%	16.9%	13.3%	12.7%	9.0%	8.0%
	合計	20.2%	19.4%	14.4%	9.6%	9.4%	11.6%

□健康企業宣言実施事業所

	当年度宣言事業所数	宣言事業所総数	当年度銀の証認定数	銀の証認定総数	当年度金の証認定数	金の証認定総数
令和6年度	14社	99社	20社	61社	0社	0社
令和5年度	19社	89社	4社	43社	0社	0社
対前年増減(社)	-5社	10社	16社	18社	-	-

□健康経営優良法人認定制度実施事業所

	中小規模部門	大規模部門
令和6年度	21社	13社
令和5年度	12社	10社
対前年増減(社)	9社	3社

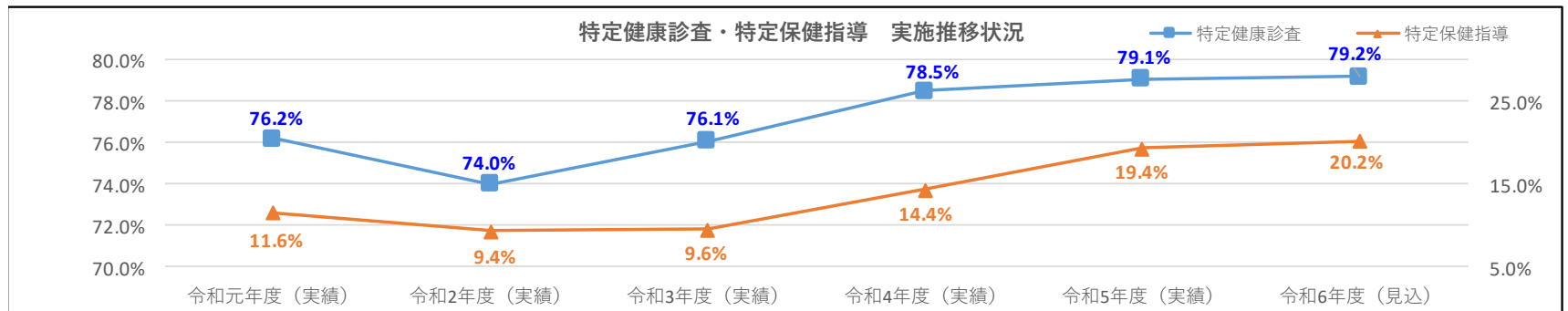
□令和6年度訪問(オンライン)事業実施状況

	令和6年度		令和5年度		前年比	
担当者面談訪問	58社	113名	25社	68名	232.0%	166.2%
特定保健指導	165社	447名	144社	451名	114.6%	99.1%
小計	223社	560名	169社	519名	132.0%	107.9%
事業所依頼型健康教室	0社	0名	1社	26名	-%	-%
健保主催健康教室	164社	427名	151社	442名	108.6%	96.6%
禁煙チャレンジ健康教室	1社	15名	0社	0名	-%	-%
小計	165社	442名	152社	468名	108.6%	94.4%
合計	388社	1,002名	321社	987名	120.9%	101.5%

□事業主健診の共同実施に伴うコラボヘルス事業実施結果

要治療等対象者への医療機関受診勧奨(4-7月健診)		若年層保健指導(35歳~39歳)	
対象者数	1,140名	対象者数	1,947名
受診者数 [※]	113名	申込者数	191名
受診率 [※]	9.9%	初回面談実施者数	112名
		初回面談実施率	5.8%
		終了者数	8名
		終了率	0.4%

※医療機関受診勧奨通知後3ヶ月以内の医療機関受診者数および受診率



※グラフは令和6年度(見込)から過去6カ年の推移状況

大規模事業所の脱退意向の状況

大規模事業所の任意脱退については、健全な財政運営に与える影響を考慮し、設立事業所の自らの意思により相互扶助の精神をもって運営されていることから、「任意脱退に対する基本的な考え方」を原則として、適切な組合運営に努めてきました。今回、下記事業所より任意脱退の申し出がありました。

任意脱退の申し出のあった事業所	被保険者数	脱退理由・動向
株式会社セガ (グループ会社含め9社)	9社 計4,511名	○グループ会社間で加入する健康保険がバラバラであり、保健サービスに差があることから、グループ内の健康増進施策を統一的に実施および管理するため、セガ・サミーグループ会社24社による健康保険組合設立の意向の申し出がありました。
株式会社リョーサン	1社 計718名	○菱洋エレクトロ(株)との経営統合により、人事、労務、福利厚生などの管理について一本化の検討が進められ、(株)リョーサンは当組合を任意脱退し、菱洋エレクトロ(株)の加入する健保組合へ編入の意向の申し出がありました。

任意脱退に対する基本的な考え方

<第145回組合会（令和5年2月13日開催） 議案1号 可決承認>

健康保険組合は相互扶助の精神に則り運営されており、その中でも総合健康保険組合は、同種、同業の事業主が共同し、同じ志を持った事業所が集まって設立され、設立事業所の自らの意思（事業主、被保険者）により運営されている経緯から、任意による脱退は、健保組合の組織を運営していくためにも、その理由、健保財政への影響等を踏まえ、慎重に審議する必要があるものです。

また、任意脱退の申出(理由・経過等)に正当性、納得性が存在するのであれば、検討・審議の余地はあるものの、単なる損得勘定による安易な任意脱退等については、総合健康保険組合設立の趣旨、運営精神等から鑑みても、容認できるものではありません。

大規模事業所の健保組合新設にかかる任意脱退および他健保組合への編入については、組合会での承認が必要となります。

これまで加入する事業所のうち、被保険者数が最上位の事業所の任意脱退が発生し、この抜けた影響も財政面で未だ不透明ななか、さらなる大規模事業所の任意脱退の事案が発生した状況となります。

今回の事案について、これまで以上に慎重に財政影響を検証する必要があることから、本日の組合会にて確定する令和6年度決算を基礎とし、中長期的な財政シミュレーションによりその影響規模を令和8年1月開催予定の保険料率等検討委員会にてご審議いただき、そのうえで令和8年2月9日開催予定の理事会、2月16日開催予定の組合会にて、脱退の判断についてお諮りします。

マイヘルスウェブにより申請された契約施設利用通知書の送信にあたり、申請されたご本人様へ送信すべき利用通知書を、委託業者の作業員が誤ってマイヘルスウェブ全利用者様へ送信した人的な作業ミスによる個人情報漏洩の事象が発生しました。

【発生した事象】

発生日時	令和7年4月25日（金） 19：25
事 象	マイヘルスウェブにおいて、1名の契約施設利用通知書がマイヘルスウェブ全利用者様のMYメールに誤送信された
経 過	①マイヘルスウェブより、4月11日（金）～4月15日（火）の間に申請された契約施設の利用通知書がネットワーク回線混雑等により一部の利用通知書が正常に自動送信されなかった。 ②この事象が利用者様からの問い合わせにより4月25日（金）に判明し、確認した結果35件の申請に対し正常に利用通知書が送信されていないことを確認した。 ③この35件のうち、対応が必要な18件について、委託業者に契約施設利用通知書の再送信を指示した。 ④委託業者は4月25日（金）に、18件に対し個別（手動）で作業を実施している中で、1名の方の契約施設利用通知書を誤って全利用者様へ送信した。
漏洩した個人情報	健康保険記号・番号、氏名、住所、事業所名称
MYメール削除日時	令和7年4月26日（土） 11：20 ※誤送信したMYメールを全削除完了
MYメール閲覧者数	上記期間内に776名の方が誤送信されたMYメールを閲覧

【事象発生時の対応】

当組合では誤送信判明後、個人情報漏洩時の緊急時対応として事象が判明した令和7年4月26日（土）には、担当部長、課長による初動対応により「事象」「原因」「影響範囲」「事後対応」など必要な情報の収集、確認し、また、幹部職員も緊急招集をしたうえで、今後の対応方針等を整理しました。

その後、翌営業日の令和7年4月28日（月）には、今回漏洩の対象となった被保険者と直接連絡を取り、今回の事象等を報告し個別の対応を行いました。

また、同日には「発生した事象」等を事業主様およびマイヘルスウェブの全利用者様にご報告いたしました。

【発生した原因】

原因	委託先業者の作業員が、対象者宛の利用通知書をマイヘルスウェブで配信する作業の際に、配信対象者がマイヘルスウェブの全利用者172,629名になっていることに気づかず、MYメールの配信をしたことが漏洩の原因となります。
----	---

【再発防止策の対応】

今回発生した事案につきましては、委託先の手作業によるミスから発生した事案となり、「経緯・経過」「原因」を正確に把握したうえで、下記のとおり対応いたします。

<初期対応>

- ①「作業手順書兼チェックリスト」の改善および作業手順の見直し、及び作業時の2名体制による確実な実行・確認
- ②マイヘルスウェブのヘルプデスクへの問い合わせ内容により、異常や異常の可能性のある事象などに対し連絡体制を見直し、健保組合への速やかな報告・連絡体制を整備
※上記<初期対応>につきましては、既に実施済としております。

<追加対応>

- ①MYメール配信機能において対象者を選択する際、全利用者を選択する機能を切り分け別メニューとすることで、配信作業時に誤って全利用者へ配信されることを防止
- ②MYメールで配信する「利用通知書」の発行方法を見直し、申請者が申請履歴から個別にダウンロードする方法に機能を変更し誤配信を防止
- ③サーバー機器の負荷軽減として、データベースの最適化を実施
- ④サーバー機器等の機器やストレージの最新化を実施し、インフラ環境を改善

健保組合では、上記、再発防止策<初期対応>の実施状況の把握、確認のため、令和7年5月26日（月）には実地監査を実施しマイヘルスウェブが適切に運用されているか確認を行いました。
また、<追加対応>により、より安全なシステムの構築、運用に向けて対応してまいります。
これら、再発防止策を確実に実施し、二度と同様の事象を発生させないよう努めます。

個人情報保護管理規程第12条では、個人情報保護に係る研修等を役職員、並びに組合会議員の皆様にも実施することとされています。つきましては、「健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」への対応状況について、下記の通り報告いたします。

個人情報保護等セキュリティ対策状況

※ 詳細は別添資料2「『健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』への対応状況」をご覧ください。

(1)利用目的の特定等	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての個人情報の取扱いに関する利用目的を特定しホームページにて公表、また、必要な範囲を超えて利用していないか、公表している利用目的の確認の実施 ・個人情報を含む情報提供依頼については、不適切な利用にあたらぬよう、本人の同意書とともに利用目的を確認し、個人情報を含む業務委託業者との契約時においても同様に違法性がないか確認の実施
(2)安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・物理的対策：会館、サーバ室等の入退室ログの管理、監視カメラの設置、パソコンをワイヤーロックで固定、金庫や書庫のカギをキーボックスによる指紋認証管理など ・技術的対策：役職別にフォルダへのアクセス制限、データの暗号化、パスワードロックの実施、USB記録媒体等の接続禁止設定、業務ネットワークとインターネットネットワークとの分離管理など
(3)従業者・委託先の監督	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の採用時に誓約書への署名、及び個人情報保護やコンプライアンス等に関する教育・研修の実施 ・従業者ごとの個人データ等へのアクセス制限等の実施 ・委託先に対しては実地監査計画を策定し、これに基づき委託先の実地監査を実施
(4)漏えい等の報告等	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データの漏えいなど重大事案が発生した場合の緊急時対応を規定し、これを組合職員へ指導・研修 ・個人情報を含む業務委託先に対し、契約書や覚書に「漏えい時の対応」を明文化し整備
(5)第三者提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データを第三者へ提供する場合、原則、本人全員の同意を得てから提供 ※第三者へ提供する場合、又は提供を受ける場合、「第三者提供管理簿」に記録し管理
(6)開示	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプトの開示 「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」の設置 ・レセプト以外の開示 「保有個人データ（診療報酬明細書を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」の設置

個人情報保護等セキュリティ対策については、年2回、内部（自主）点検により実施状況を確認し、個人情報の保護が徹底されているか確認を行っています。

なお、今年度1回目となる内部点検については前月6月に実施し、今回発生した「個人情報の漏洩」事案を踏まえ、健保組合からお送りする郵送物の誤送付防止に対する重点点検を実施しました。

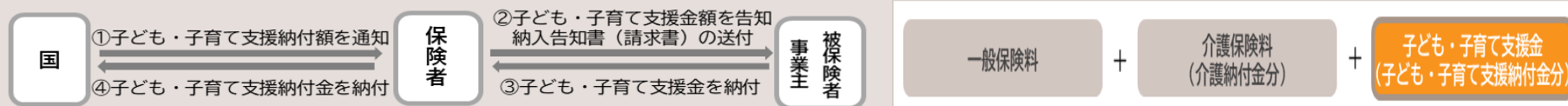
■子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとされています。

※制度の概要はP.13、P.14こども家庭庁による資料をご参照ください。

■保険料の徴収および開始時期

子ども・子育て支援金の徴収は、国からの要請であり法令で定められたものです。この制度では少子化対策を本格化するための子ども未来戦略「加速化プラン」に必要な費用として、健保組合は納付金を納付する義務を負うことが定められ、健康保険法において保険料と位置付けられたものとなりますが、加入者のために行う保険給付や保健事業に充てることは出来ず、あくまで国の代わりに徴収を代行するものです。この子ども・子育て支援金の保険料徴収は令和8年4月分保険料（5月末納付分）より開始されます。



■子ども・子育て支援金の使途

※子ども・子育て支援金の保険料については、納入告知書に第3費目として加わります。

「子ども未来戦略」において、国の少子化対策を本格化するための様々な施策が盛り込まれた「加速化プラン」は、具体的には次のような施策に充てられます。

※詳細は別添資料3「子ども未来戦略『加速化プラン』リーフレット」をご覧ください。

①児童手当の抜本的拡充	②妊婦のための支援給付	③出生後休業支援給付率の引き上げ
④育児時短就業給付の創設	⑤こども誰でも通園制度	⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置

■子ども・子育て支援金の保険料負担

健保組合が行う支援金の徴収は、代行徴収的な位置づけのため、協会けんぽや健保組合等の被用者保険のあいだで支援金率の格差が生じることのないよう国から一律の率が示されることとなります。

また、高齢者や企業を含む全世代・全経済主体で支え、新しい分かち合い、連帯の仕組みといった制度の趣旨を踏まえ、一律の率と同様、協会けんぽや共済組合と同じ負担割合とするため、保険料負担は、原則事業主と被保険者の折半となります。

令和8年度から支援金率3%程度（支援金財源約6千億円）からスタートし、令和10年度には支援金率4%程度（支援金財源約1兆円）に段階的に上がる見込み（例：標準報酬月額30万円、支援金率4%の場合、月1,200円の保険料負担）

なお、保険料の負担については、この支援金制度が社会全体で子育て世代を応援する趣旨であることを踏まえ給与明細書にその保険料内訳を示すことや、給与明細書に内訳を示すことが難しい場合も、保険料にこの支援金制度が含まれることを被保険者に周知していくこととされ、経団連等の事業主団体を通じて企業等に広く周知し協力を求めていくこととされています。

(子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性)

- 子ども・子育て支援金制度は、**社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。
- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「**こども未来戦略**」(令和5年12月22日閣議決定)において、**児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充**を図ることとしました。これらにより個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めます。
- こうした**大きな給付拡充に当たっては、経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要があります。**
子ども・子育て支援金制度は、**歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源**です。**歳出改革による負担軽減とセットで、かつその範囲内で構築することで、支援金制度の創設によって社会保障負担率**(国全体でみた国民所得に対する社会保障料負担の割合)**が上昇しないようにします。**

(若い世代の結婚・子育てを応援するもの)

- 支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、また、支援金を充てる事業による0～18歳までの間の平均的な給付拡充(累計)は約146万円**となります。つまり、**子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援するもの**となります。
- 支援金は、児童手当など**法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、医療保険料と区分された仕組み**です。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

(全世代・全経済主体にとっての支援金制度の意義)

- 高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持ちます。
拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている社会保険制度において、こうした新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、少子化トレンドの反転を実現することは、**制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながります。**
- また、企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、**極めて重要な受益**となります。
支援金制度の構築を、**歳出改革による社会保険負担軽減とセットで、かつその範囲内で行うことにより、事業主負担にも配慮しつつ、さらに、令和8年度からの施行の前に、賃上げや経済基盤の強化を先行させる**枠組みとしています。

(支援金の使途)

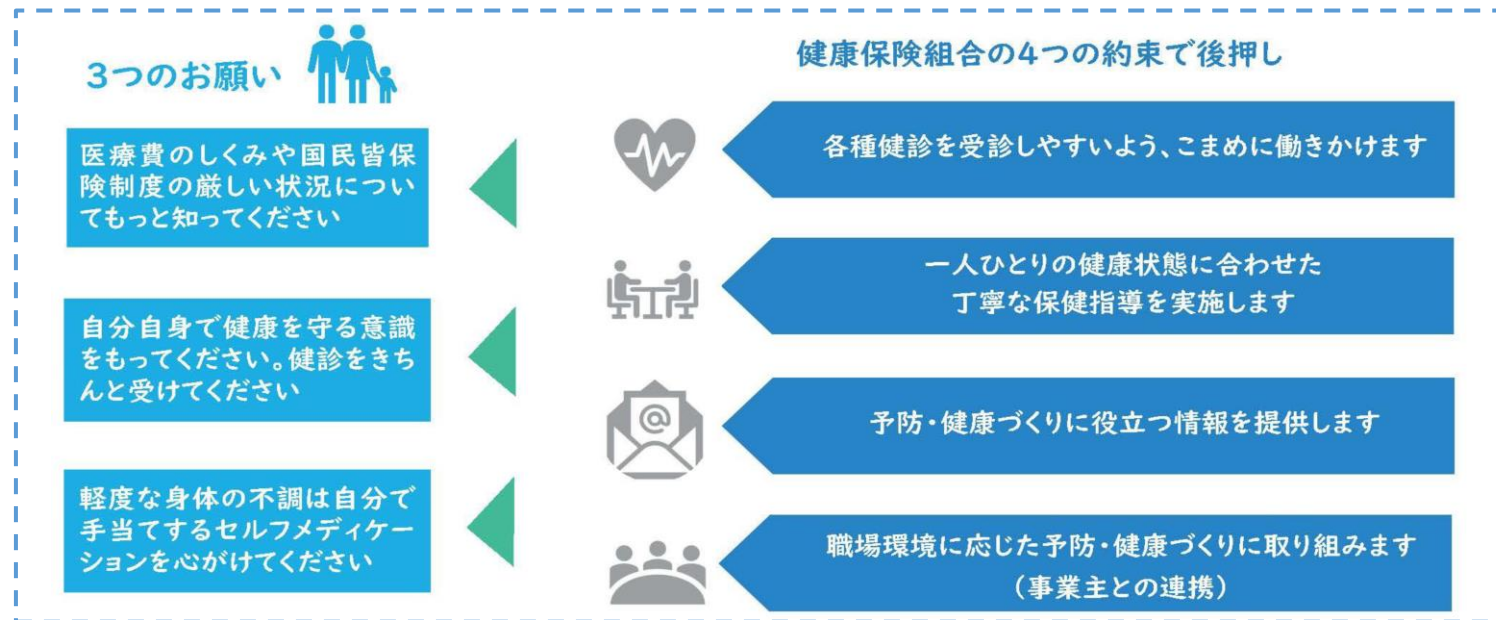
- このように、**企業や高齢者も含めた全世代・全経済主体から拠出いただくことを踏まえ、支援金の使途としては、**
 - ・ 医療保険において、これまでも出産を起点とした給付が行われてきたことを踏まえつつ、
 - ・ 事業主にも拠出をお願いすることとなるため、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を念頭に、
 - ・ **対象者が広く切れ目のない支援を実現する制度に充てることとし、****児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えてこども誰でも通園制度（現物給付）については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるもの**としています。

健康保険組合及び健康保険組合連合会では、これまで団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて医療保険制度改革に関する各種の政策提言を行ってきました。

この間、一定の制度見直しは図られたものの、依然として現役世代に過重な負担を求める構造に変わりはなく、2025年以降も危機的な状況が続くものと見込まれます。さらに2040年にかけては、高齢者人口がピークに向かい少子化により現役世代が減少していく中で、医療費と現役世代の負担が急激に増大していくと見込まれています。(次ページ<参考>現役世代の負担拡大・医療費の増加)

これに備え、全世代で支え合う制度へ転換するための改革を進めていくことと併せて、この状況の国民全員の理解と、1人1人の協力が不可欠です。

「加入者皆様への3つのお願い」と「健康保険組合の4つの約束」 ※詳細は別添資料4「『ポスト2025』健康保険組合の提言（概要版）」をご覧ください。



健康保険組合及び健康保険組合連合会では、制度改革として「①現役世代の負担の公平性の確保」「②保険料と公費（税）の負担構造の見直し」「③保険給付の見直し」「④医療提供体制の改革」「⑤医療DX施策の強化」を国に提言し、現役世代の過重な負担構造の見直しなど求めていきます。また、「加入者皆様への3つのお願い」をするにあたり、健康保険組合では「4つの約束」で加入者皆様を後押しし、皆様の健康保持・増進を支えていくことと併せて、制度改革への提言を加入者皆様へ広く周知していきます。

引き続き、健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力をお願いいたします。

<参 考> 現役世代の負担拡大・医療費の増加

【現役世代の負担状況や医療費の増加】

- 1) 健康保険料は、4割は高齢者への医療費に充てられています。（給付と負担のアンバランスの拡大）
- 2) 加入者1人の1か月の医療費1,000万円超が、初の2,000件以上となりました。（医療の高度化、高額薬剤の影響）
- 3) 2023年の医療費は47兆円を超え、このままでは2040年には73兆円を突破し半分は後期高齢者の医療費が占めます。

医療費の増加が続く中、 医療と国民皆保険制度の未来は黄信号

き い ろ

を

危

機
的
状
況

医療と国民皆保険制度が
ピンチ

医

療
費
の
増
加

現在の国民医療費は
47兆円

6

割
し
か
残
ら
な
い

現役世代の
保険料

4割は高齢者医療へ

高齢者人口の増加は医療費の増加に大きく影響します。
65歳以上の高齢者人口は、2023年が約3,623万人。
高齢者人口がピークとなる2043年には約4,000万人に達すると推計されています。

高齢者人口は15年で
2,822万人～3,623万人に増加。
医療費も約**13.2兆円**増加

2008: 計 34.1 兆円
2023: 計 47.3 兆円

年間保険料は15年で
1.35倍に!

2008: 386,038円
2023: 520,677円

現役世代の保険料のうち
約**4割**が高齢者医療に

2025年度健康保険組合予算
経常支出 9兆7,717億円

高齢者医療への支費 (前期高齢者納付金+後期高齢者医療費) 3兆8,930億円
保険給付費 5兆1,524億円

医療と健康保険の未来を変えるのは 一人ひとりの“みどりアクション”

み ど り

へ

見

よう

給与明細。
自分の健康保険料を
知ることから始めよう。

ど

んなに忙しくても、
必ず健診。

理

解しよう、
セルフメディ
ケーションの力。

「毎月払ってるのに、
よく知らない」。
今日で終わらせよう。

給与明細

今年も、
自分のカラダと
向き合う日を。

健診

軽い不調は、
まず自分でケアする
という選択。

**セルフ
メディケーション**

電子配信システム（セコム）の活用の拡充

令和6年度より「事業主健診の共同実施」の請求書及び健診結果の配信を目的として導入いたしました「電機健保電子配信システム」（以下、電子配信システム）を活用し、全加入事業所宛の郵便物についても電子配信方式へ切り替えを行い、利便性やサービスの向上、ペーパーレス化の推進、誤配送の防止及び経費削減に取り組んでいます。

今後、さらなる利便性とサービスの向上のため、納入告知書関係書類一式の電子配信システムによる提供を以下のとおり予定しています。

	令和7年10月 (9月分保険料)	令和7年11月 (10月分保険料)	令和7年12月 (11月分保険料)	令和8年1月 (12月分保険料)
従来の郵送での提供	→			
電子配信での提供	事業主宛 事務連絡	← 並行稼働期間 →		← 本稼働開始予定 →

納入告知書関係書類一式

※現在は、紙媒体により毎月18日に送付

(1)納入告知書 (口座振替・口座振替以外)	保険料の額をお知らせします。口座振替を希望している事業所へは「納入告知書兼領収書（前月末日に口座振替された保険料の領収書）」、希望していない事業所へは「納入告知書」をお送りしています。
(2)保険料算定原簿（計算書）	保険料の内訳をご案内します。保険料の基礎となる標準報酬月額ごとの被保険者数等を確認できます。
(3)保険料増減内訳書	前月と当月の健康保険料に変更が生じた場合、保険料の増減に該当する被保険者および増減額を確認できます。
(4)賞与等保険料増減内訳書	被保険者ごとの賞与保険料を確認できます。
(5)介護保険40歳／65歳到達予定者一覧表	翌月に介護保険該当、不該当になる方がいる場合のみ送付いたします。（翌月の保険料に反映されます。）
(6)二以上勤務者保険料算出内訳書	複数事業所に勤務している二以上事業所勤務者に係る保険料の内訳を確認できます。

引き続き「電子配信システム」の機密性・安全性を活かし、毎月送付する納入告知書等の電子化をはじめ、保健事業やマイナ保険証移行等に係る情報提供等の電子化を加速させ、利便性とサービスの向上、ペーパーレス化の推進、経費削減等に努めていきます。

令和7年5月末現在

単位：円

	記号	事業所名	滞納金額				合計	備考
			一般保険料	調整保険料	介護保険料	延滞金		
現存事業所	-	滞 納 事 業 所 な し						
	小計	事業所数 0					0	前年度同時期 0件 ￥0-
全喪事業所	734	スエヒロ通商(株)	311,084	4,316	54,000	0	369,400	
			全喪：令和7年3月1日全喪 未納月：令和7年2月 3月 5日 破産手続き開始 3月17日 滞納処分の認可申請手続き開始（3月24日滞納処分の認可通知書を受領） 3月25日 交付要求書を破産管財人へ提出 5月30日 第1回債権者集会 8月 8日 第2回債権者集会					
	小計	事業所数 1	311,084	4,316	54,000	0	369,400	前年度同時期 1件 ￥331,660-
総計		事業所数 1	311,084	4,316	54,000	0	369,400	前年度同時期 1件 ￥331,660-

※「全喪事業所」＝事業の廃止、解散、合併等により当健保組合から脱退した事業所

組合規程及び規則の一部改正

報告事項 (10) - ①
(理事長専決事項)

【改正事案1】

令和6年12月17日付、厚生労働省保険局保険課長通知「『健康保険組合における自己点検の実施について』の一部改正について」が発出されたことを受け、当組合規程「検査及び監査規程」を一部改正するものです。

該当条文	改正内容	改正年月日
検査及び監査規程 改正		
別紙様式1	自己点検シートの改正内容を反映	令和7年6月1日

【改正事案2】

改正刑法（令和4年6月17日公布）が令和7年6月1日に施行されたことを受け、当組合規程「職員退職手当金支給規程」及び「就業規則」を一部改正するものです。

該当条文	改正内容	改正年月日
職員退職手当金支給規程 改正		
第1条、第5条	「懲役」及び「禁錮（禁固）」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されたことに伴う字句修正	令和7年6月1日
就業規則 改正		
第53条	「懲役」及び「禁錮（禁固）」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されたことに伴う字句修正	令和7年6月1日

※詳細は別添資料5「組合規程・規則 新旧条文対照表」をご覧ください。

令和6年度予算流用及び充当

予算不足となる科目へ、余剰のある同一款内の項・目から予算を流用し、それでもなお予算不足が生じる科目については、予備費を充当しました。

一般勘定 予算流用				単位：円					
款	項	目		目		流用額			
1 事務所費	1-3 需要費	1-3-10 雑役務費	より	1-3-1 備品費	へ	4,420,960			
				1-3-3 印刷費	へ	46,873			
3 保険給付費	3-1 法定給付費	3-1-8 傷病手当金	より	3-1-6 療養費	へ	2,896,851			
				3-1-10 出産育児一時金	へ	12,628,780			
				3-1-20 高額療養費	へ	1,898,837			
				3-1-12 家族療養費	より	3-1-1 療養給付費	へ	513,175,760	
					3-1-2 一部負担金減免額	へ	3,351,480		
					3-1-13 家族減免額	へ	1,856,887		
					3-1-15 家族薬剤支給	より	3-1-6 療養費	へ	584,425
						3-1-10 出産育児一時金	へ	537,463	
5 保健事業費	5-1 保健事業費	5-1-1 特定健康診査事業費	より	5-1-2 特定保健指導事業費	へ	5,423,758			
				5-1-7 借上保養所費	へ	173,903			
				5-1-6 直営保養所費	より	5-1-10 大宮運動場運営費	へ	669,088	
				7-2-2 請負費	より	7-2-1 備品費	へ	1,262,300	
8 財政調整事業拠出金	8-1 財政調整事業拠出金	8-1-2 財政調整事業拠出金繰越金	より	8-1-1 財政調整事業拠出金	へ	2,080,233			

一般勘定 予算充当							単位：円
款	項	目		目		充当額	
12 予備費	12-1 予備費	12-1-1 予備費	より	6-1-1 保険料還付金	～	1,520,855	
				6-2-1 調整保険料還付金	～	20,035	
				8-1-1 財政調整事業拠出金	～	5,800,664	

介護勘定 予算充当							単位：円
款	項	目		目		充当額	
3 予備費	3-1 予備費	3-1-1 予備費	より	2-1-1 介護保険料還付金	～	258,303	

事業所名称変更等による組合規約の一部改正

【 名 称 変 更 】

変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
シャークニンジヤ合同会社	シャークニンジヤ株式会社	令和7年1月30日
事業所数		1社

【 所 在 地 変 更 】

変 更 後	変 更 前	事 業 所 名 称	変 更 年 月 日
東京都文京区湯島1-2-4	東京都千代田区内神田2-4-4	株式会社 ナ テ ッ ク	令和7年1月29日
東京都渋谷区桜丘町1-1	東京都港区新橋3-3-13	シャークニンジヤ合同会社	令和7年1月30日
東京都千代田区外神田2-4-4	東京都千代田区外神田1-11-12	ヒロセテクニカル株式会社	令和7年2月3日
東京都千代田区神田東松下町27	東京都千代田区外神田3-9-8	ツチャ電機株式会社	令和7年2月21日
東京都台東区浅草橋5-24-6	東京都台東区鳥越1-4-3	イ . ソフト株式会社	令和7年2月21日
東京都千代田区神田錦町1-19-1	東京都千代田区神田富山町24	神田通信機株式会社	令和7年2月25日
東京都千代田区神田富山町5-1	東京都千代田区神田紺屋町7	小森電機株式会社	令和7年2月25日
東京都品川区東五反田2-20-2	東京都品川区東五反田2-5-15	東和電機工業株式会社	令和7年2月26日
東京都千代田区神田駿河台4-6	東京都千代田区九段北4-1-28	テスコム電機株式会社	令和7年2月28日
東京都台東区今戸1-18-14	東京都港区芝4-4-13	株式会社 テラオカ	令和7年3月17日
東京都豊島区西池袋5-13-13	東京都豊島区巢鴨1-22-4	日本シーズ線株式会社	令和7年3月30日
事業所数		11社	

【 削 除 事 業 所 】

事 業 所 名 称	所 在 地	代 表 者	人数	事 由	削 除 年 月 日
株式会社アルプスケアハート	神奈川県相模原市緑区西橋本1-16-18	太 田 秀 幸	86	グループ会社の健保へ編入のため脱退	令和7年1月1日
株式会社幸大ハイテック	埼玉県羽生市大沼2-45	藤 野 宏 行	60	会社合併	令和7年3月1日
スエヒロ通商株式会社	東京都足立区千住5-6-9	栗 原 敏	7	会社解散	令和7年3月1日
事 業 所 数	3社	被 保 険 者 数	153名		

【 加 入 事 業 所 】

事 業 所 名 称	所 在 地	代 表 者	人数	事 由	加 入 年 月 日
株式会社L I L I U M	東京都千代田区外神田4-7-7	鈴 木 健	1	新規適用	令和7年4月1日
EMソリューションズ株式会社	東京都港区新橋5-35-10	真 野 貴 明	19	加入促進	令和7年5月1日
株式会社三誠ホールディングス	東京都文京区湯島2-24-13	馬 場 顕 一	8	加入促進	令和7年6月1日
事 業 所 数	3社	被 保 険 者 数	28名		

■マイナ保険証に対する電機健保の基本的理念

令和6年12月2日に従来の保険証は廃止されマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証は受診時の適正な資格確認に必要であるほか、医療DXの基盤として健康・医療情報に基づくより良い医療を受けることを可能にするものであり、電機健保では加入者にかかる適切な医療、健康の保持・増進を推進する観点からも、原則として全ての加入者にマイナ保険証を利用していただけるよう、周知・広報に取り組んでおります。

■マイナ保険証利用促進にかかる取り組み状況

マイナ保険証利用を推進するため、電機健保ではこれまでマイナ保険証利用登録をしていない方に対しては、KENPOだよりやホームページによる広報、事業所への広報素材の提供等によりマイナ保険証への早期切替の促進に取り組んでまいりましたが、マイナ保険証利用登録率、受診時の利用率については下表のとおり伸びが鈍化しており、この1年間でも利用登録率は10%程度の増加にとどまっております。

電機健保加入者のマイナ保険証利用登録率								マイナ保険証利用率								
	令和6年 4月	7月	10月	12月	令和7年 2月	4月	6月		令和6年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月
	電機 健保	61.3%	62.7%	65.9%	68.9%	70.4%	71.6%		73.0%	全国 平均	10.99%	12.83%	14.85%	16.47%	19.55%	23.21%
								電機 健保	12.79%	14.20%	16.34%	19.50%	22.77%	26.64%	36.62%	39.29%

また、未登録者への効果的なアプローチを目的として、本年4月には未登録者のリストを事業主に提供し、個別の勧奨を依頼したほか、マイナンバーカード自体の電子証明書の有効期限切れにより、マイナ保険証の利用登録をした方の利用登録が解除されてしまうことを防止するため、電子証明書の有効期限が切れた方を中間サーバーより抽出し、電子証明書の再交付にかかる個人宛の案内を送付するなど、利用登録率の低下防止にも取り組んでおります。

なお、事業主に対しては、新規加入者にかかる届出の際にマイナ保険証の利用登録状況の的確な確認、利用登録勧奨を依頼させていただいているところですが、本来例外的な位置づけである「資格確認書」について、マイナ保険証を利用できる方からの交付申請が多数発生している状況を受け、マイナ保険証を利用できる方が保有している資格確認書について回収を求める取り扱いへと変更し、資格確認書の適正な対象者への交付、マイナ保険証利用促進を図っております。

加入者個人に宛てた取り組み	事業主に宛てた取り組み
・KENPOだよりによる広報	・各種周知・広報用素材の提供、加入者への周知依頼
・ホームページによる広報	・マイナ保険証利用未登録者リストの提供による登録勧奨依頼
・電子証明書の再交付にかかる案内の個別送付	・マイナ保険証利用登録済者から資格確認書の回収依頼

■資格確認書の一括交付について

従来の保険証については、廃止後1年間の経過措置が設けられておりましたが、令和7年12月1日には経過措置期間が終了し、その後は完全に利用ができなくなります。

前述のとおり、電機健保では特段の理由なくマイナ保険証利用登録をしていない方については、早期に利用登録を完了していただくよう取り組んでおりますが、利用登録をしていない方は未だ30%近く存在しています。これらの方に対しては保険証の完全廃止前に「資格確認書」を交付する必要がある、その交付対象者は5万名近くになると想定しております。

このままでは、本来マイナ保険証を利用できる方にとって質の高い医療等のメリットを受けられないばかりか、本来必要のない資格確認書の交付にかかる配付作業等、事業主にも大きな負担が生じることが避けられません。またKENPOだよりやホームページによる広報、事業所への周知・広報用素材の提供のみでは、事業所における対象者を特定した効果的な勧奨が困難であったと考えられることから、**本年8月には資格確認書交付対象者の減少に向けた更なる取り組みの強化として、電機健保と事業主が連携した対象者への個別の勧奨により、効果的にマイナ保険証利用登録促進を図ってまいります。**

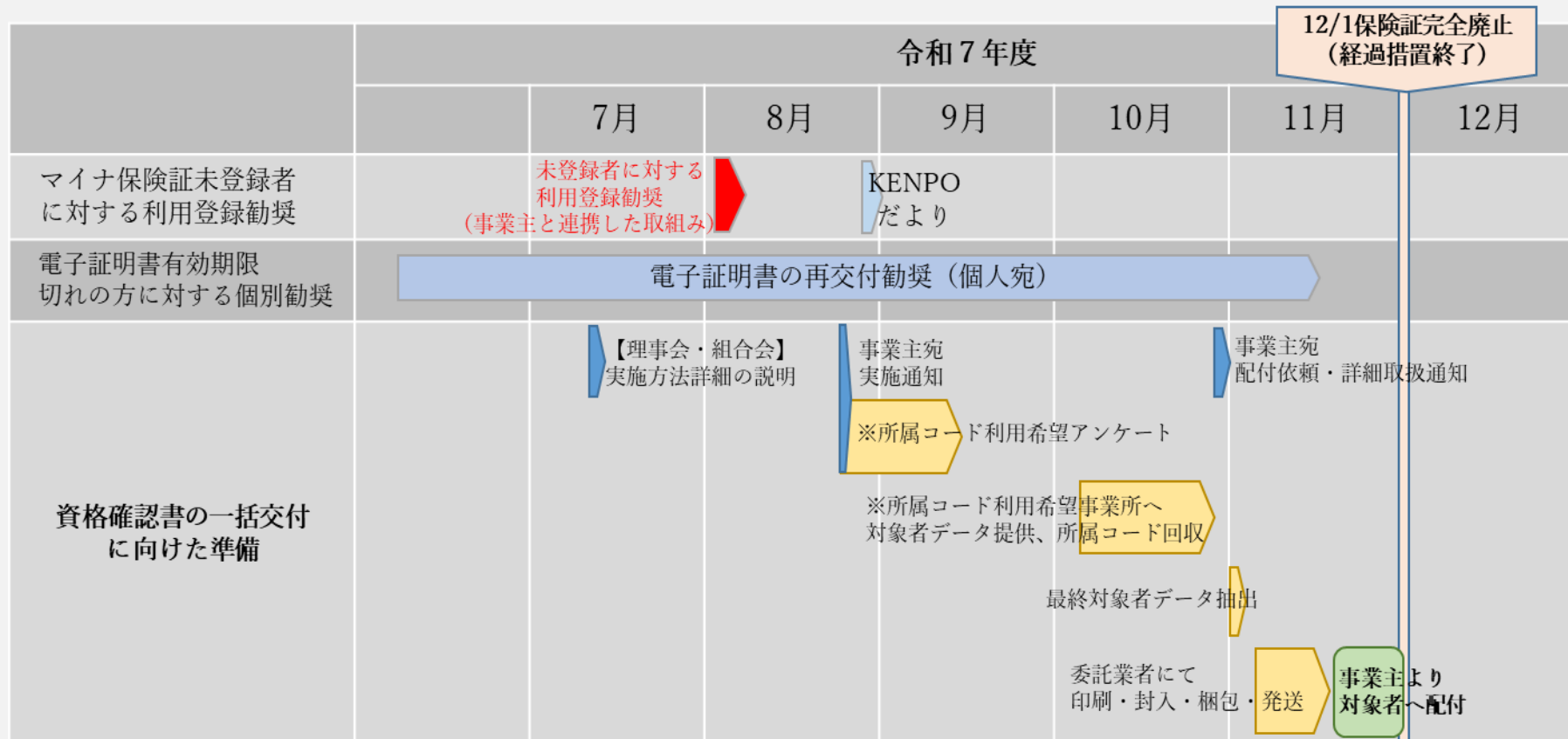
①資格確認書の一括交付方法

マイナ保険証利用登録促進の取り組みによっても、利用登録がされない方には、資格確認書を交付することとなります。資格確認書は、やむを得ずマイナ保険証を利用できない方が医療機関等で保険診療を受けるために必要なものとなるため、令和7年11月初旬に中間サーバーからの情報により対象者を抽出のうえ職権で一括交付し、事業主経由での配付とさせていただきます。

なお、事業主宛の送付にあたっては、事前に所属コード別の梱包希望の有無についてのアンケートを実施し、配付にかかる事業所の負担軽減を図ってまいります。

対象者	データ抽出時において次の2要件の両方に該当する方全員 ①マイナ保険証の利用登録をしていない ②資格確認書が交付されていない	
資格確認書の様式	はがきサイズ（現行と同様）	※封筒への封入作業の必要上、A4台紙から切り取り型とする
封筒への封入方法	世帯単位	※案内チラシおよび臓器提供意思目隠しシールを同封
梱包	希望により所属コードごとに梱包	※事前に所属コード利用希望アンケートを実施
送付先	事業所本社宛て	※所属コードごとの梱包分を含む
送付時期	令和7年11月中旬	※保険証完全廃止前に配付が可能となるよう考慮しています

②資格確認書の一括交付スケジュール



今後も資格確認書の一括交付対象者の減少に向け最大限の取り組みを行うとともに、事業所への資格確認書の一括送付にあたっては、従来の保険証を利用できる期間が令和7年12月1日までであることから、11月中旬には事業主へ送付し、11月中旬に事業主から対象者への配付が可能となるよう、上のスケジュールにて準備をすすめてまいります。

また、事業所から対象者への配付にかかる負担軽減として、所属コードごとの梱包の希望の有無をアンケートにて実施するほか、配付にかかる取り扱いの詳細等、事前に事業主宛にご案内を送付のうえ、周知を図ってまいります。

事業主、ご担当者様におかれましては、資格確認書が発行された方への配付について、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

※従来の保険証は無効となるため、回収いただく必要はありません。

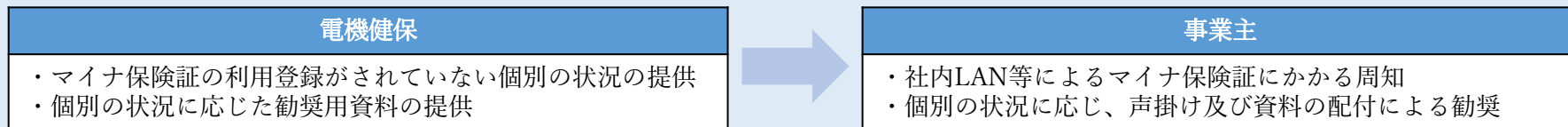
(令和7年12月1日以前に資格を喪失した方については、回収のうえ資格喪失届等への添付が必要です)

■「事業主と共同利用」したマイナ保険証利用登録促進の取り組み(案)

資格確認書の一括交付にかかる対象者の減少に向けた、マイナ保険証利用登録促進の取り組み強化にあたっては、電機健保と事業主が共同して、マイナ保険証の利用登録がされていない対象者の個別の状況に応じた勧奨を行っていくことが効果的であると考えられ、その個別の状況については、大別して次の3つに分類できます。

- | |
|---|
| ①マイナンバーカードを保有していない、またはマイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方 |
| ②保険証利用登録をしたにもかかわらず、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れたことで保険証利用登録が解除され、電子証明書の更新が必要となっている方 |
| ③保険証利用登録を解除した方、マイナンバーカードを返納した方等、マイナ保険証の利用意思のない方 |

これらの方のうち、①および②の状況の方については「マイナ保険証の利用登録をしていない個別の状況」を事業主に提供のうえ、電機健保から提供する個別の状況に応じた勧奨用資料の配付や個別のお声掛け等によりマイナ保険証利用登録勧奨をお願いしたいと考えております。(※③の方についてはマイナ保険証の利用意思のない方であることから対象外と致します。)



※なお「マイナ保険証の利用登録をしていない個別の状況」の提供については、個人情報保護法第27条第5項第3号の規定に基づき「事業主との共同利用」として取り扱うことから、下記事項をホームページ上で公表いたします。

周知事項	周知内容
共同して利用する者の利用目的 共同利用をする旨	健保組合と加入事業所では、マイナ保険証の利用登録促進を目的として、加入者のマイナ保険証の利用登録状況等の情報を共同利用する。
共同して利用する個人データ項目	マイナ保険証の利用登録促進として加入者個別の下記情報 ①マイナンバーカードを取得していない者、またはマイナンバーカードは取得しているが保険証利用登録をしていない者に関して、マイナ保険証利用登録の有無 ②マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた者に関して、マイナ保険証の利用可否
共同して利用する者の範囲	健保組合：総務部、業務部 事業所：事業主、健康管理委員など担当者
個人データの管理について 責任を有する者	健保組合：理事長、個人情報保護管理責任者 事業所：事業主

令和7年11月の「資格確認書の一括交付」について配付にかかる事業所の負担に配慮した準備を進めるとともに、交付対象者の減少に向けて電機健保と事業主が連携してマイナ保険証未登録者への勧奨を行うため、利用登録をしていない個別の状況にかかる情報を「事業主と共同利用」し、効果的かつ強力なマイナ保険証利用登録促進の取組みを実施してまいります。

事業所名称変更等による組合同約の一部改正（案）

【 名 称 変 更 】

変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
T o t s u 株 式 会 社	東 通 産 業 株 式 会 社	令 和 7 年 3 月 21 日
株 式 会 社 セ ガ プ レ イ ハ ー ト	株 式 会 社 プ レ イ ハ ー ト	令 和 7 年 4 月 1 日
シ モ ダ L & C 株 式 会 社	下 田 工 業 株 式 会 社	令 和 7 年 4 月 1 日
ア ン ド サ ウ ン ド 株 式 会 社	サ ッ ト コ ン 株 式 会 社	令 和 7 年 4 月 1 日
U l t i n o n M o t i o n J a p a n 合 同 会 社	ル ミ レ ッ ズ ジ ャ パ ン 合 同 会 社	令 和 7 年 5 月 1 日
事 業 所 数		5 社

【 所 在 地 変 更 】

変 更 後	変 更 前	事 業 所 名 称	変 更 年 月 日
埼玉県さいたま市北区吉野町2-268-2	埼玉県さいたま市北区宮原町4-140-1	マ テ リ ア ル エ ー ド 株 式 会 社	令 和 7 年 4 月 1 日
東京都品川区東五反田1-24-2	東京都港区芝大門2-5-5	エレクトロラックス・プロフェッショナル・ジャパン株式会社	令 和 7 年 4 月 1 日
東京都港区麻布台1-3-1	東京都港区南麻布3-20-1	i X I T 株 式 会 社	令 和 7 年 4 月 14 日
事 業 所 数		3 社	

【 削 除 事 業 所 】

事 業 所 名 称	所 在 地	代 表 者	人数	事 由	削 除 年 月 日
株 式 会 社 サ イ コ ッ ク ス	東 京 都 港 区 新 橋 5 - 1 1 - 3	清 水 康 也	10	会 社 合 併	令 和 7 年 4 月 1 日
A I C 株 式 会 社	東 京 都 台 東 区 上 野 5 - 3 - 1	岩 田 徹 也	19	会 社 合 併	令 和 7 年 4 月 1 日
株 式 会 社 イ ー ス ト ン ワ ー ク ス	埼 玉 県 さ い た ま 市 南 区 文 蔵 1 - 1 8 - 9	奈 良 弘 行	18	会 社 合 併	令 和 7 年 6 月 1 日
事 業 所 数	3 社	被 保 険 者 数	47 名		

議員定数及び理事定数の見直しによる組合同約の一部改正（案）

議案第3号

当組合は昭和38年8月1日に設立され、当初は議員定数40名、理事定数16名にて運営が始まり、その後、加入する事業所及び被保険者の増加に伴い、昭和42年10月には議員定数42名、理事定数16名、昭和53年10月には議員定数46名、理事定数20名、平成2年9月には議員定数50名、理事定数22名と、適宜、議員定数及び理事定数の見直しを行ってまいりました。

近年、大規模事業所の任意脱退が発生し、平成30年3月には「村田製作所」関連19社、14,000名をはじめ、令和5年5月には「アルプス技研」関連3社、6,000名、令和6年3月には「ニデック」関連12社、7,000名の任意脱退が生じ、被保険者数が大幅に減少しており、現時点でも被保険者数の多い事業所の任意脱退の意向が示されています。

このような状況から、組合運営の公平性、公正性保持の観点を踏まえ、議員定数及び理事定数について見直すこととし、下記のとおり令和8年7月の次期役員改選時より改正を行うことといたしたい。

【議員定数及び理事定数の改正（案）】

新	旧
<p>東京都電機健康保険組合同約 【改正】 （議員の定数） 第5条 この組合の組合会の議員の定数は、46人とする。 （理事の定数） 第25条 この組合の理事の定数は、20人とする。</p> <p>附則 <u>この規約は、次期総選挙から施行する。（第5条、第25条）</u> <u>（第22期議員総選挙より）</u></p>	<p>東京都電機健康保険組合同約 （議員の定数） 第5条 この組合の組合会の議員の定数は、50人とする。 （理事の定数） 第25条 この組合の理事の定数は、22人とする。</p>

参考	年 月	議員定数	理事定数	事業所数	被保険者数	議員一人当りの被保険者数	理事一人当りの被保険者数	
	平成29年度決算	(※)	50名	22名	781社	116,279人	2,325人	5,285人
	令和6年度決算		46名	20名	787社	101,513人	2,206人	5,075人

※平成29年度は、近年での被保険者数がかつとも多い年度となります。

組合規程及び規則の一部改正（案）

【改正事案1】

育児・介護休業法の改正（令和6年5月31日公布）を受け、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者が柔軟な働き方を実現できるよう、2つ以上の措置を講ずることが事業主に義務化されたことから、「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」を一部改正いたしたい。併せて、当規程に関連する条文が規定されている「就業規則」、「介護休業及び介護短時間勤務に関する規程」及び「職員退職手当金支給規程」についても一部改正いたしたい。

該当条文	改正内容	改正年月日
育児休業及び育児短時間勤務に関する規程 改正		
規程名称	条文の改正内容を踏まえ、規程名称を「育児休業等に関する規程」へ改正	令和7年10月1日
第14条	小学校就学前の子を養育する労働者への措置として「時差出勤制度」を創設	
就業規則 改正		
第33条	「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」の条文改正に伴う改正	令和7年10月1日
介護休業及び介護短時間勤務に関する規程 改正		
第13条	「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」の規程名称変更に伴う改正	令和7年10月1日
職員退職手当金支給規程 改正		
第3条	「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」の規程名称変更に伴う改正	令和7年10月1日

※詳細は別添資料5「組合規程・規則 新旧条文対照表」をご覧ください。

【改正事案2】

令和7年6月12日付、厚生労働省保険局保険課長通知「『健康保険組合における会計及び財産管理事務の取り扱いについて』の一部改正について」が発出されたことを受け、当組合規程「会計事務取扱規程」を一部改正いたしたい。

該当条文	改正内容	改正年月日
会計事務取扱規程 改正		
第3条、第36条	軽微な文言修正	令和7年7月8日
第46条	契約方式のうち、随意契約に関する条文の改正	
第47条	契約書の作成要件に関する条文の改正	

※詳細は別添資料5「組合規程・規則 新旧条文対照表」をご覧ください。

事業概況

健康保険組合を取り巻く情勢は、出生数の急速な減少により今後さらに少子化が加速する一方、いわゆる「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる「2025年」を迎え、高齢者医療費の増大とそれに伴う拠出金負担が一層増加することが見込まれております。また、支え手である現役世代の負担は限界を越えるとともに、令和7年度予算編成では健保組合全体の約8割が赤字予算を強いられ、経常収支で総額3,782億円の赤字計上となるなど、医療保険制度の中核を担う健保組合の存続が危ぶまれる事態にもなりかねない状況にあります。

一方、医療制度改革においては、被用者保険適用拡大、年収の壁問題、さらには医療提供体制や医師偏在対策といった健保組合に関係する重要な法案・法律の審議が控えていることから、健保組合ではこれらの行方を注視し現役世代の負担軽減や全世代間の負担バランスの改善など「皆保険制度を全世代で支える仕組み」の早期確立に向け、引き続き積極的な関与が求められています。

このような状況のなか、当健康保険組合の令和6年度決算は、被保険者数は予算基礎数値を下回ったものの、加入事業所の企業努力等により平均標準報酬及び平均標準賞与が堅調な伸びを示し予算基礎数値を上回ったことから、保険料収入は予算比8.5億円増となりました。また、支出における保険給付費では、一人当たり医療費が予算時に想定された伸び率を大きく下回ったことから、予算比22.2億円減となりました。当初、令和6年度予算では36.9億円の経常赤字を見込んでおりましたが、これらを背景に経常収支で38.6億円改善し、令和6年度経常収支差引額は1.7億円の黒字決算となりました。

なお、組合事業運営においては、事業計画における重点施策を定め、事業実施にあたり効率的および計画的に実施するとともに、その実施状況を逐次、把握したうえで実施結果を分析・検証し、それらを踏まえた業務改善に積極的に取り組みました。次頁より、令和6年度事業実績についてご報告いたします。

1. 適用業務関係

組織目標

■ サービス水準、業務の質の向上

◇被保険者証の迅速な交付やオンライン資格確認への情報連携など標準処理期間（サービススタンダード）を遵守する。

- ・ 保険証交付およびオンライン資格確認への情報連携にかかる取得・喪失・異動届は5営業日以内の情報連携
- ・ 月変・賞与は10営業日以内の決定および決定通知の送付

◇達成率100%を目標とし、効率化等により標準処理期間の短縮に積極的に取り組む。

■ 優良な事業所の加入促進強化

◇事前の情報収集や調査により質の高い優良事業所を選定し加入の促進を図る。

■ 標準報酬の適正化、算定基礎届に関する事務処理計画の策定

◇一定期間以上の遡及または大幅な報酬変更等の届出をした事業所に対して、賃金台帳を確認し標準報酬の適正化に努める。

◇算定基礎届の処理にあたっては「適正な標準報酬月額の設定」及び「円滑な事務処理」を図る。

組織目標に対する主な取組状況

◇サービススタンダード標準処理期間については、業務手順の見直し、課内研修によるスピードアップを図るなど処理時間の短縮に取り組み、正確および迅速な原議処理に努めました。その結果オンライン資格確認へのデータ登録のために遵守すべき取得・喪失届、その他の届出についても目標を達成しました。引き続き、業務改善等を図り、正確かつ迅速な原議処理に努めます。

	令和6年度		令和5年度	
	目標	実績	目標	実績
電機健保	100%	100%	100%	97.9%
協会けんぽ	100%	未確定	100%	99.9%

◇計画的に関連企業の加入状況の確認や加入案内を最新化し、優良事業所への加入促進を積極的に実施しました。なお、加入条件に基づく厳格な審査をおこない、より優良な事業所の加入に努めています。

編入・新規適用事業所数：+6事業所(令和5年度比-7事業所)
編入・新規適用被保険者数：+1,025人(令和5年度比-1,715人)

	令和6年度		令和5年度	
	目標	実績	目標	実績
電機健保	100,000人	100,734人	100,000人	105,399人

◇長期間の遡り訂正など、事業所の届出状況などを把握し、適正な事務処理の指導を実施しました。

◇算定基礎届の審査にあたっては、組合全職員による定時決定事務処理を実施し、全職員の基礎知識の向上、組織統率力の強化、コミュニケーションの活性化に結びました。

処理完了率 【9月末】	令和6年度		令和5年度	
	提出率目標	実績	提出率目標	実績
電機健保	100%	100%	100%	100%

組織目標

■電子申請等による効率的で正確性の高い事務処理の推進

◇事業主の事務手続きの負担軽減や利便性の向上を図り、オンラインサービス提供の環境整備を進めるため、電子申請の一層の促進に向け周知・広報を強化し、効率的で正確性の高い事務処理を推進する。

■賞与支払届未提出の防止

◇賞与支払の有無を確認し、賞与支払届の未提出の防止を図る。
なお、未提出事業所へは直接の電話連絡により督促を図る。

■被扶養者資格の適正化

◇被扶養者の資格の再確認を実施するなど、被扶養者資格の適正化を図る。
なお、被扶養者の資格の再確認においては、情報照会システム(中間サーバ)を活用し、効率的、効果的な資格の再確認を実施する。

組織目標に対する主な取組状況

◇電子申請・媒体の利用率向上に向けて、算定事務連絡と併せて解説動画を作成し、電子申請の利用勧奨を実施したほか、マイナ保険証の利用促進に絡めた利用促進を全事業所へ通知し、利用率の向上を図りました。

電子申請 利用割合		令和6年度		令和5年度	
		目標	実績	目標	実績
電機 健保	件数	50%	47.2%	50%	42.6%
	人数	90%	85.2%	90%	84.0%

◇提出状況を管理し、定期的に進捗状況を確認しつつ、期限内提出率の向上を図りました。

	令和6年度		令和5年度	
	目標	実績	目標	実績
電機健保	100%	100%	100%	100%

◇被扶養者の資格確認は、保険診療の適正化に寄与するとともに、高齢者支援金等の算出に対し多大なる影響を与えることから、組合財政の健全化を目的として実施しました。なお中間サーバーの情報照会システムを活用して収入等を調査し再確認対象者を絞り込んだ前捌き作業を実施し、対象者数70,952名 対象事業所数735社（前捌き後4,508名 439社）に調査を行い、提出期限過ぎの未提出事業所に対しては督促の徹底により、提出率100%(令和5年度100%)となりました。

	令和6年度		令和5年度	
	提出率目標	実績	提出率目標	実績
電機健保	100%	100%	100%	100%

組織目標

■マイナンバーカードと保険証の一体化および保険証の廃止に係る円滑な制度対応

◇ 正確なマイナンバーを確保するため、加入する被保険者等のマイナンバーを速やかに提出いただくよう事業主へ周知徹底する。

◇ 制度理解を深めるための、ホームページや機関誌を活用した情報提供を強化し、マイナンバーカードの取得、保険証利用登録、医療機関等受診時のマイナ保険証利用促進に努める。

◇ 全加入者の正確な登録情報の確保に向けて「資格情報のお知らせ」と併せてマイナンバー下4桁を通知し、登録情報の確認を実施する。

◇ 令和6年12月の被保険者証の廃止、新たに交付する資格確認書や資格情報のお知らせ等、円滑な制度導入を図る。

■法律改正事項等の正確かつ円滑な実施

◇ 制度改正・手続きの変更内容を分かり易くお知らせするなど、お客様サービスの向上に努める。また、FAQの見直しや各種手続きの解説動画をホームページに掲載し、事業主や加入者へ積極的に広報を行いお客様サービス向上に努める。

組織目標に対する主な取組状況

◇ 事業所への事務連絡等により、マイナンバー提出の徹底、マイナンバーカードの取得促進、保険証利用登録の促進、マイナ保険証利用の促進に係る周知依頼を繰り返し実施することで、マイナンバー収録率、保険証利用登録率、マイナ保険証利用率の向上に努めました。

◇マイナンバー収録率

マイナンバー収録率	令和6年度		令和5年度	
	目標	実績	目標	実績
電機健保	100%	99.9%	100%	99.9%
協会けんぽ	-	-	前年度以上	99.6%

◇マイナンバーカードの保険証利用登録

保険証利用登録率	令和6年度 実績			
	目標	実績【R7.3】	実績【R6.10】	実績【R6.4】
電機健保	85.0%	71.0%	65.9%	61.3%

◇マイナ保険証利用促進

マイナ保険証利用率	令和6年度 実績			
	目標	実績【R7.3】	実績【R6.11】	実績【R6.8】
電機健保	55%	36.55%	22.98%	14.21%
全国平均	50%	31.57%	19.74%	12.64%

◇ 常に最新の情報や、制度改正の状況を事前に広報すると共に、通知・通達等に基づき適正な事務処理に努めました。

◇ 令和6年10月の短時間労働者の適用拡大については、職員に必要な知識を習得させるとともに、ホームページにおいて健保からのお知らせ動画を掲載し、広く周知に努めました。

◇ 令和6年12月の保険証廃止に向け、届書へのマイナンバーの記載、正確な5情報の記入、5日以内の速やかな届出の周知徹底を図るとともに、令和6年8月および12月に全加入者への資格情報のお知らせの送付を行いました。保険証廃止後においては、保険証利用登録状況の適切な確認について周知を強化し、資格確認書の適切な交付に向けた取扱いの浸透を図っています。

2. 徴収業務関係

組織目標

■保険料徴収対策の強化、債権確保に向けた滞納処分

◇滞納防止に向け徴収対策の強化を図るとともに、保険料滞納にあつては滞納処分の早期着手により債権確保に最大限努める。

① 行動計画の策定

行動計画の策定にあたっては、「滞納整理事務取扱要領」に基づき、統一的、効果的な対応を図るとともに、収納率については前年度と同等以上の水準を確保し収納未済額の圧縮に努める。

② 徴収職員の育成

より高い専門性を有する徴収職員を育成するため、適用課職員に対し、事務研修を実施する。

③ 口座振替の利用促進

口座振替を利用していない加入事業所に対し、口座振替による保険料納付の利用促進を図るとともに、新規適用事業所や編入事業所に対し、口座振替を利用するよう事業主に勧奨する。

組織目標に対する主な取組状況

◇年間を通して1事業所の滞納が発生しましたが、滞納整理事務取扱要領に基づき適正な対応を図っています。

保険料徴収率	令和6年度		令和5年度	
	目標回収率	実績	目標回収率	実績
電機健保	100%	100%	100%	100%
日本年金機構	前年度以上	未確定	前年度以上	98.7%

◇職員の育成については、現場業務を経験させるなど、知識の習得に努めました。

◇口座振替について、毎月の納入告知書を送付する際に口座振替の案内を同封し、利用促進を図っています。

口座振替率	令和6年度		令和5年度	
	目標率	実績	目標率	実績
電機健保	前年度以上	85.1%	前年度以上	83.2%
日本年金機構	前年度以上	未確定	前年度以上	81.5%

3. 給付業務関係

組織目標

■サービス水準、業務の質の向上

- ◇現金給付業務においては、申請書の受付から支給までの標準処理期間（サービススタンダード）を10日に設定しこれを遵守する。また制度改正・手続きの変更内容を分かり易くお知らせするなど、お客様サービスの向上に努める。

■現金給付の適正化の推進

- ◇審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ◇傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。

■現金給付に係る返納金債権の回収強化

- ◇返納金債権の回収期間が長期化するほど回収率低下傾向にあり、債権発生から6ヵ月以内の早期回収が重要であることから、債権調定処理（現金給付に係る返納金債権管理簿含め）を迅速かつ的確に行い早期に納付書発行を行う。
- ◇返納金債権管理簿を活用し、月次での進捗管理の徹底を図り、催告（督促）を適時確実に繰り返し実施することで、積極的かつ迅速な返納金債権の確保に務める。
- ◇返納金債権等の納付拒否者に対しては、支払督促や訴訟などの法的手続きを実施する。※支払督促（5回以上実施）⇒通常訴訟・少額訴訟へ

組織目標に対する主な取組状況

- ◇10営業日での支払いを目標とし、処理時間の短縮を図っています。サービススタンダード達成に向け、今後とも業務改善や事務処理方法の見直しを行い、サービス水準の向上を図ることとします。

		令和6年度		令和5年度	
		目標	実績	目標	実績
電機 健保	給付	100%	84.14%	100%	85.99%
	医療	100%	97.12%	100%	92.31%
協会けんぽ		100%	未確定	100%	99.9%

- ◇現金給付の審査業務に当たっては、申請書の内容を速やかに確認することにより、適正な審査、決定に結びました。
なお、傷病手当金の処理においては、中間サーバーによる各機関との情報連携を活用することにより、年金併給等による返納金事務、雇用保険受給の疑義者への照会事務など、適正かつ効率的な処理に結びました。

- ◇返納金債権の発生から調定処理、納付書の送付をすみやかに行うとともに、未入金に対しては支払督促を繰り返し実施することで、債権確保に努めました。

令和6年度	傷病手当金と諸年金との調整関係		その他	
	目標	実績	目標	実績
電機健保	前年度以上	84.00%	前年度以上	99.96%
協会けんぽ*6年度	前年度以上	未確定	前年度以上	80.44%

組織目標

■医療費の適正化の推進

- ◇レセプト内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組み医療費の削減を図る。

■医療費通知、ジェネリック医薬品、リフィル処方箋の使用促進

- ◇マイヘルスウェブの医療費明細の閲覧機能を広く周知するとともに、医療費控除に活用できるeTAX用データ作成機能を広く周知し医療費明細の閲覧（マイヘルスウェブ）の利用拡大を図る。
- ◇マイヘルスウェブのジェネリック差額情報の閲覧機能や機関誌等を活用した使用促進を図り、その後の効果測定を実施する。また、ジェネリック医薬品希望シールの配布により使用促進を図る。
- ◇ホームページや機関誌等を活用したリフィル処方箋の使用促進を図る。

■柔道整復施術療養費等の適正化の推進

- ◇多部位(施術箇所が3か所以上)、長期(4か月目以降)又は頻回(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対する施術内容の確認など文書照会を強化する。
なお、負傷原因照会への未回答や不適切な患者及び不正疑いが強い患者を対象として償還払いへの変更対応を行う。

■あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ◇審査手順の標準化や審査の強化により、療養費の適正化に努める。

組織目標に対する主な取組状況

- ◇レセプト自動点検システム（NTTデータRACシステム）と委託業者による二重点検により、診療内容の点検における審査体制を強化し、医療費適正化の推進を図りました。

令和6年度	レセプト点検査定率		再審査レセプト査定額	
	目標査定率	実績	目標査定額	実績
電機健保	前年度以上 【0.956%】	1.090%	前年度以上 【20,333円】	22,741円
協会けんぽ*5年度	前年度以上 (R4:0.337%)	0.423%	前年度以上 (R4:7,125円)	8,472円

- ◇MHWにより医療費総額やジェネリック差額通知などの「医療費情報提供サービス」を実施しました。

ジェネリック 医薬品使用率 ※年度末時点	令和6年度		令和5年度	
	目標使用率	実績	目標使用率	実績
電機健保	前年度以上	91.3%	前年度以上	85.2%
協会けんぽ	前年度以上	未確定	前年度以上	83.6%

- ◇頻回・多部位等の申請における加入者照会では、原因が慢性的や業務上の場合は返戻するなど対応を強化し、適正な審査・決定に努めました。また令和6年10月からは長期かつ頻回な施術に対する照会を追加し、法令に則した適切な対応を図りました。

- ◇あんま・マッサージ・鍼灸は、償還払いとしており、マニュアルに基づき厳格な審査を実施しました。また、医師の同意日はレセプトと照合、医科併給は医師照会等を行うなど、適正な処理に努めました。

組織目標

■ 限度額適用認定証の適正利用の推進

◇オンライン資格確認の本格稼働を踏まえ、マイナ保険証の積極利用を促進するとともに、事業主や加入者への周知広報を行い、限度額適用認定証の適正利用の推進を図る。

■ 「第三者行為による傷病届」の求償の強化

◇外傷性の疾病等、第三者による傷病を適正に審査し、損害保険会社や本人等への求償を強化し、医療費の適正化に努める。

■ 公金受取口座の円滑な実施

組織目標に対する主な取組状況

◇限度額適用認定証についてはマイナ保険証の利用促進と併せ、ホームページ及びKENPOだよりを活用した適正な申請手続きの周知・広報に努めました。

限度額認定証 発行数	令和6年度		令和5年度	
	目標率	実績	目標率	実績
電機健保	前年度比 50%以下	1,090件 (40.8%)	前年度比 50%以下	2,674件 (67.7%)

◇第三者行為届に基づく審査を厳格に行うとともに、事案の進展状況に応じて保険会社との連絡対応や求償を行うなど、徹底した進捗管理のもと、債権確保に努めました。

求償債権収納実績	件数	金額
令和6年度	133件	45,931,216円

◇保険給付の支払において、公金受取口座を活用した給付金支払を実施し、加入者の利便性の向上に努めました。

	令和6年度	令和5年度
公金受取口座利用件数	910件	852件

4. 保健事業関係

組織目標

■第3期データヘルス計画の着実な実施

◇特定健診・特定保健指導の生活習慣病対策をはじめ、重症化予防対策の実施、コラボヘルスの取組みの強化など、実施計画に基づく保健事業を遅滞することなく着実に実施する。また、データ分析による課題の明確・効果検証など、評価を的確に行い、次期計画に向け有効な事業の導入等を検討する。

【目標】※令和6年度目標

特定健診受診率
79.6%以上（被扶養者37.5%以上）
特定保健指導実施率
18%以上（被扶養者13.0%以上）

■各種健診、がん検診・歯科健診の実施

◇「第3期データヘルス計画」並びに「第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、優先度・効果を重視し、目標達成に向け、以下に挙げる事業を積極的かつ着実に実施する。

歯科健診

【目標】歯科健診受診者を1,000名以上

組織目標に対する主な取組状況

◇「総合評価指標」に掲げられる重点項目事業を中心に事業主、担当者（健康管理委員）との連携・協力を図り、積極的かつ着実に実施しました。

特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上を図るために、以下の対策を実施しました。

① 特定健診の実施状況

・健診未受診者勧奨通知および長期未受診者勧奨通知の発送 ・被扶養者受診促進キャンペーンの実施

第3期	令和6年度（実績見込）			令和5年度		
	被保険者	被扶養者	合計	被保険者	被扶養者	合計
40歳以上対象者	60,859名	19,651名	80,510名	64,072名	21,677名	85,749名
実施者数	56,450名	7,348名	63,798名	59,812名	7,949名	67,761名
実施率（%）	92.8%	37.4%	79.2%	93.4%	36.7%	79.1%

② 特定保健指導の実施状況

・初回面談を健診当日に実施可能な健診機関の拡大 ・ICTを活用した遠隔による初回面談の拡充
・組合保健師によるICT特定保健指導の実施 ・担当者面談による利用勧奨

第3期	令和6年度（実績見込）			令和5年度		
	被保険者	被扶養者	合計	被保険者	被扶養者	合計
40歳以上対象者	60,859名	19,651名	80,510名	64,072名	21,677名	85,749名
保健指導対象者数	12,786名	582名	13,368名	13,353名	604名	13,957名
実施終了者数	2,596名	102名	2,698名	2,621名	102名	2,723名
実施率（%）	20.3%	17.5%	20.2%	19.6%	16.9%	19.4%

◇各種健診、がん検診の実施

令和6年度より開始した「事業主健診の共同実施」「子宮頸がん検査」をはじめ、各種健診及びがん検診の受診率向上のため幅広く広報を行いました。

		対象者	受診者	受診率			対象者	受診者	受診率	
基本健診	6年度	27,447名	24,402名	89%	脳ドック	6年度	63,571名	1,644名	3%	
	5年度	28,189名	25,514名	91%		5年度	66,635名	1,767名	3%	
生活習慣病	6年度	73,287名	35,304名	48%	肺がん健診	6年度	63,571名	1,903名	3%	
	5年度	77,210名	38,368名	50%		5年度	66,635名	1,954名	3%	
人間ドック (本人)	6年度	73,287名	30,416名	42%	人間ドック (家族)	6年度	22,255名	2,983名	13%	
	5年度	77,210名	30,788名	40%		5年度	24,904名	3,174名	13%	
婦人健診 (本人)	6年度	17,519名	3,655名	21%	婦人健診 (家族)	6年度	21,812名	5,057名	23%	
	5年度	17,830名	3,793名	21%		5年度	24,443名	5,362名	22%	
合計	6年度	100,734名	93,777名	93%	家族健診	6年度	20,223名	278名	1%	
	5年度	105,399名	98,463名	93%		5年度	22,417名	294名	1%	
歯科健診			被保険者	被扶養者	合計	子宮頸がん (本人)	6年度	5,118名	279名	5%
	6年度	354名	56名	410名	子宮頸がん (家族)		6年度	4,090名	3名	0.07%
5年度	368名	-	368名							

組織目標

■予防接種の実施

◇インフルエンザの罹患・重症化予防により、医療費の抑制を図る。

■セルフメディケーション・スイッチOTCの推進

◇家庭救急薬品の斡旋（年2回）
事業所常備薬の斡旋（年1回）

【目標】救急薬品・家庭薬の申込数を前年度以上

■事業主とのコラボヘルスの推進

◇健康企業宣言・健康経営優良法人認定制度
事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主とのコラボヘルスを深化させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化、健康スコアリングレポートを活用した取組みを強化。

【目標】新規宣言事業所30社以上

◇スコアリングレポート

国にて作成対象外(被保険者50名未満)の事業所単位スコアリングレポートを作成し、全事業所とのコラボヘルスを図る。

◇担当者面談事業

【目標】100社以上

事業所担当者への組合事業の周知・広報、健康に関する情報等の提供を行う。また、健康課題の共有を図り、健康企業宣言、健康経営優良法人認定制度への参加を促し、健診・特定保健指導の受診率向上や医療費抑制に繋げる。

組織目標に対する主な取組状況

◇疾病予防を目的としてインフルエンザ補助金事業を下記の通り実施しました。

インフルエンザ補助金	対象者数	実施人員			実施率
		被保険者	被扶養者	合計人員	
6年度	170,848名	23,817名	10,186名	34,003名	20%
5年度	182,978名	26,871名	11,855名	38,726名	21%

◇疾病予防、並びに事業所での健康管理の点から事業所および家庭への救急薬品の斡旋を下記のとおり実施しました。

*事業所内における応急処置や健康管理のため、事業所常備薬の斡旋（年1回）。

*被保険者及び被扶養者のセルフメディケーション・スイッチOTCを推進するため、家庭薬の斡旋（年2回）に対する補助を、マイヘルスウェブを活用し運動に基づくインセンティブを加えた方法で実施。

救急薬品・家庭用常備薬の斡旋	救急薬品等配布		家庭用常備薬の配布	
	配布事業所数	配布個数	夏季	冬季
6年度	342社	1,288個	3,199件	3,201件
5年度	339社	1,381個	3,207件	3,388件

◇健康企業宣言・健康経営優良法人認定制度サポート事業の取組み

健康企業宣言および健康経営優良法人認定制度事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主とのコラボヘルスを深化させるため、63社（再訪含む）の事業所と担当者面談を実施しました。スコアリングレポート等を活用して健康課題の共有を図り、健康企業宣言のフォローを続けることで、銀の証認定数の増加に繋がりました。

【健康企業宣言】

健康企業宣言	宣言事業所数		証認定数	
	宣言事業所数	累計	銀の証	金の証
6年度	14社	99社	61社	0社
5年度	19社	89社	43社	0社

【健康経営優良法人認定制度(経産省)】

健康経営優良法人認定	大規模事業所部門		中小企業部門		
	ホワイト500	左記以外	ブライト500	ネクストブライト1000	左記以外
6年度	0社	13社	2社	2社	17社
5年度	0社	10社	1社	-	11社

組織目標

■要医療者への受診勧奨、糖尿病等の重症化予防対策の推進

◇健診結果に基づく要医療者に対し、医療機関受診勧奨を実施し、コラボヘルスの一環として事業所との対象者データの共有も実施する。また、糖尿病性腎症等の対象者のうち、未治療者及び、治療中断者への受診勧奨並びに保健指導等を行う。

【目標】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合13.5%以上

■喫煙対策の推進

◇喫煙による健康被害を防ぐため、ポスター配布を始めとした喫煙対策広報を推し進め、通年開催へ変更をした禁煙チャレンジ事業や、禁煙外来補助金事業の一層の利用拡大を図る。

【目標】喫煙率を前年度対比3%減

■前期高齢者対策の実施

◇医療機関受診の増加する前期高齢者世代の医療費抑制および高齢者納付金対策の観点から、多投薬、重複投薬のある前期高齢者に対し、ポリファーマシー通知による適正服薬を推進する。

【目標】通知後3か月以内の多剤投与者減少割合25%以上、有害事象発生リスク有対象者減少割合35%以上

■研修会・健康教室・講演会の実施

◇様々な階層に対し効果的な研修会等を開催し、組合事業の普及・事業参加への啓発、健康意識の喚起・動機付けを図る。

組織目標に対する主な取組状況

◇要医療の者への受診勧奨、糖尿病性腎症等の重症化予防対策の推進（重症化予防事業）未治療者の医療機関受診率をより高めるため、下記の取組みを実施しました。
* 特定健診結果から要治療相当者への医療機関受診勧奨を行い、重症化予防を図る。
* 糖尿病性腎症等の重症化予防対策として医療機関受診勧奨を行い、重症化予防を図る。

	要治療等対象者への医療機関受診勧奨				
	糖尿病性腎症通知	受診率（※）	重症化予防通知	受診率（※）	合計
6年度	3,077件	11.7%	5,429件	7.9%	8,506件
5年度	2,218件	11.9%	5,674件	7.9%	7,892件

※医療機関受診勧奨通知後3ヶ月以内の受診率

【糖尿病性腎症通知】令和6年度については、令和6年8月と令和7年2月の2回実施。令和7年2月実施は3ヶ月未経過のため、令和6年8月通知分の受診率を掲載。
【重症化予防通知】令和6年度については、令和7年2月、3月通知分が3ヶ月未経過のため、令和7年1月通知分までの受診率を掲載。

◇喫煙による健康リスク保有者の重症化予防や、受動喫煙からの二次・三次被害の防止を図るため、下記事業を実施しました。

- * 禁煙チャレンジの開催：事業所（1社参加1名達成）、個人（1名達成）
- * 広報を通じ、禁煙外来補助金の利用拡大。（7名利用）
- * 喫煙対策ポスターの作成・配布。（1,049枚配布）

◇前期高齢者対策の実施

医療機関受診が多くなる前期高齢者世代に対し、服薬情報を通知することにより、服薬者の有害事象改善による副作用防止と重症化の予防、薬削減による医療費抑制効果が見込まれることから60歳以上の加入者を対象に実施しました。

	ポリファーマシー通知	多剤投与者減少割合	有害事象発生リスク有対象者減少割合
6年度	1,845件	13.6%	28.3%
5年度	1,635件	17.2%	28.3%

◇令和6年度は、新入社員向け健康教室（219名参加）、タバコについての健康教室（56名参加）、39歳以下の生活習慣病予防健康教室（53名参加）、女性のための健康教室（99名参加）についてWeb会議システムを活用しオンラインで実施しました。

組織目標

■ 保養所関係

◇ 加入者の健康保持・増進、心身のリフレッシュを図ることを目的に、保養所（直営・借上げ・契約等）を開設し、その利用率の向上及び利用者へのサービス向上に努める。

【目標】 保養所利用者数を前年度対比10%増

■ 体育奨励事業

◇ 加入者の健康づくり・体力づくり支援を行う。体育奨励事業の広報に努め、運動や身体活動の促進を図る。

【目標】

▽ スポーツ施設利用率を10%増

▽ 「健康セミナー動画」視聴数15%増

▽ ウォーキングキャンペーン利用者数を前年度以上

組織目標に対する主な取組状況

◇ 加入者の健康保持・増進を支援するため、保養所（直営・契約・借上げ・共同利用等）を開設。直営保養所については修繕計画を策定し、施設内の設備・環境改善を実施いたしました。契約保養所については、より良い健康保持増進機会の確保を目的に契約施設を拡大いたしました。

	令和6年度	令和5年度	対前年度比
直営保養所	5,947名	5,835名	+1.9%
契約保養所・その他	12,344名	10,228名	+20.7%
（うちハワイ保養所）	(1,158名)	-	-
合計	18,291名	16,063名	+13.9%

◇ 体育奨励事業として、以下の事業を実施しました。

* 契約スポーツ施設として、以下を開設

大宮運動場（野球場4面・テニスコート6面）・へるすびあ（電設工業健保）・スポーツクラブ
 <スポーツ施設（へるすびあ+スポーツクラブ5施設）利用者数>

	令和6年度	令和5年度	対前年度比
スポーツ施設利用者数	34,201名	31,731名	+7.8%

* スポーツクラブのノウハウを生かしたICTによるセミナー動画の配信

<健康セミナー動画視聴数>

	令和6年度	令和5年度	対前年度比
健康セミナー動画視聴数	1,986回	1,906回	+4.2%

* 運動の習慣付けによる健康づくり支援のため、MHWを活用したウォーキングキャンペーンを年3回（春4～6月）・秋（9～11月）・冬（2～3月）実施いたしました。併せてMHWへの移行・ログインを推進しております。

<ウォーキングキャンペーン参加者数>

	令和6年度			令和5年度		
	第14回 (R7.2～3月)	第13回 (R6.9～11月)	第12回 (R6.4～6月)	第11回 (R6.2～3月)	第10回 (R5.9～11月)	第9回 (R5.4～6月)
参加者数	3,170名	3,793名	3,004名	2,839名	3,576名	2,913名
	9,967名			9,328名		

5. 理事会・組合会、各種委員会関係

組織目標

組織目標に対する主な取組状況

■理事会・組合会の開催

◇感染症対策等を考慮しつつ効率的な開催方法（対面、書面）により理事会・組合会、各種委員会等を開催。

開催年月日	会議名	開催方式	開催場所
令和6年4月12日	第296回臨時理事会	書面	－
令和6年5月20日	第297回理事会	対面	健保会館5階
令和6年7月8日	第298回理事会	対面	東天紅上野店
令和6年7月8日	第148回組合会	対面	東天紅上野店
令和6年11月11日	第299回理事会	対面	健保会館5階
令和7年1月20日	第300回臨時理事会	書面	－
令和7年2月3日	第301回理事会	対面	健保会館5階
令和7年2月10日	第149回組合会	対面	健保会館5階

■各種委員会の開催

◇代表健康管理委員会
・保健事業推進に向けた意見交換等
◇保健事業推進委員会
・加入者へのサービス向上等に向けたあらゆる保健事業の検討等
◇保険料率等検討委員会
・中長期的な料率設定シミュレーションを検証したうえで令和7年度保険料率の検討

開催年月日	会議名	開催方式	開催場所
令和6年4月22日	第14回代表健康管理委員会	対面	健保会館5階
令和6年10月7日	第16回保健事業推進委員会	対面	レジドームゆがわら
令和6年12月9日	第22回保険料率等検討委員会	対面	健保会館5階
令和6年12月20日	第17回臨時保健事業推進委員会	書面	－

■説明会・講演会の開催

◇算定説明会【6月】
（解説動画の提供）
◇健康管理委員講演会【9月】

開催年月日	内容	備考
令和6年6月10日～	算定事務説明会（WEB動画視聴方式） 「算定基礎届」	視聴回数：352回
令和6年9月17日	健康管理委員講演会 ①講演：三橋 美穂 氏（快眠セラピスト） ②事業説明：業務部・保健事業部	会場：東京ガーデンパレス 出席者：166名

6. 広報関係

組織目標

◇機関紙KENPOだより
健康保険組合の予算・決算状況、
制度改正、健康診断の受診勧奨、
保養所の利用促進など、組合事
業をより分かり易く、丁寧に加
入者へ広く周知するため、機関
紙を年4回発行する。

◇制度改正事項にかかる周知・
広報

◇ホームページ
お客様等からのご意見・ご要望
やアクセス状況等について分析
し、掲載情報を整理する。

◇マイヘルスウェブ

組織目標に対する主な取組状況

機関紙発行状況	令和6年度	令和5年度
6月夏号	97,958部	109,900部
8月秋号	97,900部	104,200部
12月冬号	98,250部	102,050部
3月春号	97,950部	101,800部

令和6年12月の保険証廃止ほか各種改正事項について、円滑かつ着実な実施に向けた所要の対応を行うとともに、内容に応じて被保険者・事業主等への送付物にチラシ等を同封するほか、HPに改正内容を掲載するなど幅広い周知を実施しました。

◇Q&Aなどのアクセス数の多いコンテンツについて、リンクを設け関連性が高い他のページに辿り着きやすくする等、利便性の向上を図りました。

令和6年度総閲覧件数		1,529,578件
ページ名称(上位10位)		閲覧件数(件)
1	よくある質問	195,483
2	申請書一覧	78,929
3	直接契約保養所	58,062
4	保養施設・スポーツ施設	53,520
5	健診・健康づくり	51,526
6	人間ドック	51,268
7	直営保養所	47,126
8	よくある質問「被扶養者(異動)届」	36,737
9	オレンジドームゆがわら	30,791
10	アクセス・ダイヤルイン	30,759

令和5年度総閲覧件数		1,157,693件
ページ名称(上位10位)		閲覧件数(件)
1	よくある質問	117,751
2	申請書一覧	81,755
3	人間ドック	46,788
4	直接契約保養所	46,540
5	健診・健康づくり	46,208
6	保養施設・スポーツ施設	43,708
7	各種手続き	33,965
8	直営保養所	30,379
9	アクセス・ダイヤルイン	17,622
10	マイヘルスウェブ解説	16,922

◇個人向けページ、事業所担当者向けページともにタイムリーな情報発信を行いました。

マイヘルスウェブ利用状況	令和6年度末時点		令和5年度末時点		令和4年度末時点	
MHW利用者数	40,436名	32.45%	37,731名	28.51%	32,977名	23.80%
S C発行者数	17,457名	43.17%	14,505名	38.44%	10,351名	31.39%

■ 広報活動の充実

7. 組織運営関係

組織目標

組織目標に対する主な取組状況

■個人情報保護

【個人情報保護委員会】

◇情報セキュリティ対策及び個人情報保護の重要性とその役割に応じた責務を果たし、情報セキュリティに係る運用面、技術面等の見直しを行うにあたり、個人情報保護委員会を開催。

開催年月日	個人情報保護委員会
令和6年5月9日	令和6年度実地監査計画の策定
令和7年2月28日	特定個人情報保護評価書（PIA）の新様式への対応について 等

■人材育成、職員研修、事務処理誤り

◇制度と実務の双方に精通した人材を育成するため、職場内研修の充実を図るとともに、各種研修に積極的に参画させ、人材の育成を図る。

◇事務処理誤りの早期発見、早期報告、早期対応を図る。また、原因の分析を行い、再発防止の徹底を図る。

◇全職員必須研修

開催年月日	職員研修【全職員必須】
令和6年5月27日、28日	個人情報保護法に関する研修
令和6年8月19日	コンプライアンスに関する研修
令和6年8月19日、20日、及び11月19日	マイナ保険証に関する研修

◇実務研修

開催年月日	職員研修
令和6年6月26日	算定事務処理に関する研修
令和6年7月8日	組合会議員に向けた個人情報保護研修（説明）
令和7年2月4日～28日	技術講習会（eラーニング形式）

◇事務処理誤り発生後における遅滞のない報告、及び対処に努めると共に、部長会議・部課長会議等の基幹会議での情報共有を行い、再発防止に向けて職員への周知徹底を行いました。

■ハラスメント、メンタルヘルス関係

◇健康で、仕事と生活の両立ができる働きやすい職場環境を確立するため、有給休暇取得の促進、メンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策、子育て・介護との両立等を進める。

◇ワークライフバランスを推進するため、年次有給休暇の取得に係る積極的な呼びかけを行い、取得率の向上を図りました。また、メンタルヘルス対策として、ストレスチェックの実施並びに産業医による健康相談窓口体制の充実及び活用を図り、不調者に対する個人・組織両面からの早期対策に取り組みました。ハラスメント防止対策としては、カスタマーハラスメント防止研修を幹部職員が受講し、組織側に求められる適切な判断・姿勢等に関する知識を習得しました。

東京都電機健康保険組合

収 入

一般勘定	金 64,018,916,625円
介護勘定	金 7,773,820,209円
合 計	金 71,792,736,834円

支 出

一般勘定	金 58,563,113,359円
介護勘定	金 7,531,183,449円
合 計	金 66,094,296,808円

収入支出決算残高

一般勘定	金 5,455,803,266円
介護勘定	金 242,636,760円
合 計	金 5,698,440,026円

※詳細は別添資料6「令和6年度収入支出決算書 他」をご覧ください。

令和6年度決算概要表 一般勘定

決算基礎数値

項 目	令和6年度		予算比 (増減)	令和5年度	前年度比 (増減)
	決 算	予 算		決 算	
平均被保険者数	100,574名	102,000名	98.6%	107,183名	93.8%
平均標準報酬月額	395,931円	388,000円	102.0%	390,772円	101.3%
総標準賞与額	134,702,868千円	133,097,800千円	101.2%	141,178,818千円	95.4%
平均年齢	43.81才	44.19才	△0.38才	43.68才	0.13才
被扶養者数及び扶養率	71,236名	77,672名	91.7%	77,579名	91.8%
	0.70	0.73	△0.03p	0.74	△0.04p
法定給付費等に要する保険料率	88.28/1000	93.48/1000	△5.20p	84.58/1000	3.70p
実質保険料率	93.40/1000	99.82/1000	△6.42p	89.53/1000	3.87p

収入決算

単位：千円

項 目	令和6年度		予算比 (増減)	令和5年度	前年度比 (増減)
	決 算	予 算		決 算	
健康保険収入	57,406,109	56,555,656	101.5%	60,356,715	95.1%
一人当たり額(円)	565,505	554,467	102.0%	557,864	101.4%
調整保険料収入	798,094	788,359	101.2%	838,899	95.1%
一人当たり額(円)	7,862	7,729	101.7%	7,754	101.4%
繰越金	3,335,720	3,335,720	100.0%	1,845,796	-
繰入金	1,168,222	1,177,101	99.2%	38,214	3,057.1%
国庫補助金収入	164,723	13,992	1,177.3%	14,504	1,135.7%
特定健康診査等事業収入	179,186	208,619	85.9%	0	0.0%
出産育児見交付金	22,526	22,526	100.0%	0	0.0%
財政調整事業交付金	713,241	310,000	230.1%	659,342	108.2%
雑収入	231,096	203,119	113.8%	151,301	152.7%
収入合計	64,018,917	62,615,092	102.2%	63,904,771	100.2%
経常収入合計					
収入合計から					
調整保険料収入	798,094				
繰越金	3,335,720				
準備金繰入	1,104,820				
高齢者医療支援金等 負担金助成事業費	116,091				
災害臨時特例補助金	0				
高齢者医療制度円滑 運営事業費補助金	35,318	57,914,485	101.5%	60,462,457	95.8%
財政調整事業交付金	713,241				
不用財産等売払代	0				
補助金等追加収入	1,459				
経常外収入計	6,104,743				
を除き					
当年度未収金	311				
を加える					

支出決算

単位：千円

項 目	令和6年度		予算比 (増減)	令和5年度 決 算	前年度比 (増減)
	決 算	予 算			
事 務 所 費	692,970	789,376	87.8%	657,298	105.4%
組 合 会 費	1,391	3,230	43.1%	1,598	87.0%
保 險 給 付 費	27,756,314	29,981,780	92.6%	29,048,087	95.6%
一人当たり額(円)	273,426	293,939	93.0%	268,486	101.8%
保 険 料 収 入 の	47.69%	52.28%	△4.60p	47.47%	0.22p
所 要 財 源 率	45.32/1000	49.70/1000	△4.38p	45.13/1000	0.19p
納 前 期 高 齢 者 納 付 金	12,532,809	12,554,166	99.8%	10,736,595	116.7%
納 後 期 高 齢 者 支 援 金	13,882,589	13,962,617	99.4%	14,749,424	94.1%
付 病 床 転 換 支 援 金	6	6	100.0%	18	33.3%
付 日 雇 抛 出 金	0	1	0.0%	0	0.0%
付 退 職 者 給 付 抛 出 金	0	73	0.0%	182	0.0%
付 流 行 初 期 医 療 確 保 抛 出 金	0	1	0.0%	0	0.0%
金 小 計	26,415,404	26,516,864	99.6%	25,486,219	103.6%
一人当たり額(円)	260,217	259,969	100.1%	235,565	110.5%
保 険 料 収 入 の	45.38%	46.24%	△0.86p	41.65%	3.74p
所 要 財 源 率	43.13/1000	43.96/1000	△0.83p	39.59/1000	3.54p
保 健 事 業 費	2,828,833	3,415,813	82.8%	2,526,581	112.0%
一人当たり額(円)	27,867	33,488	83.2%	23,353	119.3%
保 険 料 収 入 の	4.86%	5.96%	△1.10p	4.13%	0.74p
還 付 金	6,800	5,259	129.3%	5,049	134.7%
営 繕 費	24,690	68,972	35.8%	19,806	124.7%
財 政 調 整 事 業 抛 出 金	794,160	788,359	100.7%	838,613	94.7%
連 合 会 費	21,528	22,459	95.9%	21,831	98.6%
積 立 金	20,000	20,000	100.0%	19,000	105.3%
雑 支 出	1,023	2,980	34.3%	933	109.6%
予 備 費	0	1,000,000	0.0%	0	0.0%
支 出 合 計	58,563,113	62,615,092	93.5%	58,625,015	99.9%
経 常 支 出 合 計 ※	57,744,170	60,757,687	95.0%	57,766,527	100.0%

※支出合計から還付金（調整保険料還付金）、営繕費、財政調整事業抛 outcomes、補助金等返還金支出を除いたもの

単位：千円

項 目	令和6年度		予算比 (増減額)	令和5年度 決 算	前年度比 (増減額)
	決 算	予 算			
収 入 支 出 差 引 額	5,455,804	0	5,455,804	5,279,756	176,048
経 常 収 入 支 出 差 引 額	170,315	△ 3,691,836	3,862,151	2,695,930	△ 2,525,615

令和6年度決算概要表 介護勘定

決算基礎数値

項目	令和6年度		予算比 (増減)	令和5年度 決算	前年度比 (増減)
	決算	予算			
介護保険第2号 被保険者数	78,813名	82,300名	95.8%	84,360名	93.4%
介護保険第2号 被保険者たる 被保険者数	60,032名	61,600名	97.5%	63,454名	94.6%
平均標準 報酬月額	448,915円	432,900円	103.7%	442,920円	101.4%
総標準賞与額	94,622,111千円	94,506,720千円	100.1%	98,430,575千円	96.1%

収入決算

単位：千円

項目	令和6年度		予算比 (増減)	令和5年度 決算	前年度比 (増減)
	決算	予算			
介護保険収入	7,503,281	7,461,115	100.6%	8,054,215	93.2%
一人当り額(円)	124,988	121,122	103.2%	126,930	98.5%
繰越金	269,760	269,760	100.0%	537,926	-
その他の収入	779	51	1527.5%	16	4868.8%
収入合計	7,773,820	7,730,926	100.6%	8,592,157	90.5%

支出決算

単位：千円

項目	令和6年度		予算比 (増減)	令和5年度 決算	前年度比 (増減)
	決算	予算			
介護納付金	7,530,233	7,530,234	100.0%	7,811,583	96.4%
一人当り額(円)	125,437	122,244	102.6%	123,106	101.9%
介護保険料 還付金	950	692	137.3%	651	145.9%
予備費	0	200,000	0.0%	0	0.0%
支出合計	7,531,183	7,730,926	97.4%	7,812,234	96.4%

単位：千円

項目	令和6年度		予算比 (増減額)	令和5年度 決算	前年度比 (増減額)
	決算	予算			
収入支出 差引額	242,637	0	242,637	779,923	△ 537,286

監 査 報 告 書

令和 7 年 6 月 18 日

東京都電機健康保険組合会 殿

監 事

鳥居和久

監 事

榎田裕之

令和 7 年 6 月 18 日、当健保組合事務所において、検査及び監査規程に基づき令和 6 年度の事務執行状況並びに収入支出決算について、証拠書類及び関係帳簿と照合して監査を実施したところ、適正に処理されていると認められたのでご報告いたします。

※詳細は別添資料7「監事監査報告書」をご覧ください。

合意された手続実施結果報告書

2025年6月20日

東京都電機健康保険組合
理事長 鈴木 敏雄 殿

たいら公認会計士事務所

公認会計士 平 善昭

平真美公認会計士事務所

公認会計士 平 真美

私たちは、東京都電機健康保険組合（以下「組合」という。）との契約（以下「原契約」という。）に基づき、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」（以下「実務指針 4400」という。）に準拠して合意された手続業務（以下「本業務」という。）を実施し、この報告書（以下「本報告書」という。）を作成した。

本業務は、組合が2025年3月31日をもって終了する2024年度の一般勘定収入支出決算書、介護勘定収入支出決算書、財産目録（以下「計算書類」という。）の勘定残高の確認（以下「本案件」という。）を行っており、組合が作成した計算書類に対し、外部の専門家から客観的な確認を得ることを目的（以下「本業務の目的」という。）として私たちに依頼されたものであり、私たちが実施した手続（以下「本件合意手続」という。）は、組合と私たちとの協議に基づき、組合が本業務の目的に照らして十分性及び適切性等を判断し、最終的に決定したものである。

業務依頼者の責任

組合の責任は、本業務の目的に照らして、本件合意手続の十分性及び適切性を判断して、その具体的な内容、実施時期及び範囲等を最終的に決定するとともに、本報告書により報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導くことにある。

なお、これらの責任に加えて、組合の責任には、本業務の遂行のために必要と認められる全ての情報を適切に作成若しくは収集し、私たちに提供することが含まれる。

業務実施者の責任

私たちの責任は、原契約に基づき、実務指針 4400 に準拠して本件合意手続を実施し、その実施結果を報告することにある。

職業倫理及び品質管理

私たちは、日本公認会計士協会が公表した倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して本業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則を提供している。また、私たちは、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針及び手続並びにその文書化を含む品質管理のシステムを整備及び運用して本業務を実施した。

合意された手続

私たちは、組合との間で合意された以下の本件合意手続を実施した。

1. 2025年3月31日現在の「金種別内訳」残高と「現金出納簿」残高を突合すると共に、往査時に現金実査を行い、「金種別内訳」残高との突合を行う。
2. 2025年3月31日現在の銀行預金残高について、取引銀行に対して残高を直接確認し、確認回答金額及び預金通帳残高について、「積立金一覧表」預金残高との突合を行う。
3. 2025年3月31日現在の銀行預金残高について、「積立金一覧表」預金残高と「財産目録」種別残高を照合する。
4. 2025年3月31日現在の有価証券残高について、外部保管の有価証券は直接確認し、確認回答金額について「準備金内訳表」種類別残高と突合を行う。また、組合保管の有価証券は往査時に現物実査を行い「準備金内訳表」種類別残高と突合を行う。
5. 2025年3月31日現在の有価証券残高について、「準備金内訳表」種類別残高と「財産目録」種別残高を照合する。
6. 2025年3月31日現在の固定資産残高について、「固定資産台帳」と「財産目録」を照合すると共に、2024年度の全ての増減について決議書及び請求書と照合する。
7. 収支項目について、2024年度の歳入簿及び歳出簿の各勘定科目年度末累計金額を2025年3月31日現在の「一般勘定収入支出決算書」決算額及び「介護勘定収入支出決算書」決算額と照合する。

合意された手続の実施結果

上記本件合意手続を実施した結果は、以下のとおりである。

1. 2025年3月31日現在の「金種別内訳」残高と「現金出納簿」残高は一致した。また、2025年6月18日における現金実査の結果と「金種別内訳」残高は一致した。
2. 2025年3月31日現在の銀行預金残高について、取引銀行に対する残高の直接確認による回答金額及び預金通帳残高は「積立金一覧表」預金残高と一致した。
3. 2025年3月31日現在の銀行預金残高について、「積立金一覧表」預金残高は「財産目録」種別残高と一致した。
4. 2025年3月31日現在の有価証券残高について、外部保管の有価証券の直接確認による回答金額及び2025年6月18日における組合保管の有価証券の実査の結果は「準備金内訳表」種類別残高と一致した。
5. 2025年3月31日現在の有価証券残高について、「準備金内訳表」種類別残高は「財産目録」種別残高と一致した。
6. 2025年3月31日現在の固定資産残高について、「固定資産台帳」は「財産目録」と一致した。また、2024年度の全ての増減について、決議書、請求書の資産名及び取得金額と一致した。
7. 収支項目について、2024年度の歳入簿及び歳出簿の各勘定科目年度末累計金額は2025年3月31日現在の「一般勘定収入支出決算書」決算額及び「介護勘定収入支出決算書」決算額と一致した。

実務指針4400に準拠した合意された手続業務の特質

本業務は監査又はレビュー等の保証業務には該当せず、対象情報に対して実施した手続結果から導かれる判断又は評価等の報告を行うものではなく、また意見表明や財務諸表の適正性等の保証を行うものではない。

私たちが監査若しくはレビュー等の保証業務を実施した場合、対象情報に対して手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、本報告書に記載した事項以外に報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。また、対象情報の修正等が必要となる事象又は状況が報告書日後に判明した場合であっても、私たちは本件合意手続を再実施する義務を負うものではない。

本業務は対象情報のみを手続実施の対象とするものであり、本報告書は、対象情報、対象情報以外の情報及びそれらを含む全体としての財務諸表又はその一部について、私たちの判断、評価、意見、助言等の手続実施結果の事実以外の事項を記載することはできない。

令和6年度収入支出決算残金処分（案）

議案第7号

令和6年度収入支出決算残金について、下記のとおり処分いたしたい。

一般勘定

決算残金額 5,455,803,266 円

処分（案）

法定準備金	3,112,079,809 円	決算残金額より繰越金、財政調整事業繰越金を除いた額。
別途積立金	500,000,000 円	健保会館の修繕等に充てるための積立金。
繰越金	1,841,614,000 円	令和7年度予算組合会で承認された繰越金。
財政調整事業繰越金	2,109,457 円	任継者前納保険料の未経過分。 (令和6年度に収納した令和7年4月分以降の調整保険料)

介護勘定

決算残金額 242,636,760 円

処分（案）

介護準備金	242,636,760 円	決算残金額を介護準備金に積み増し。
繰越金	0 円	

令和6年度財産保有状況

一般勘定

単位：千円

種 別	令和5年度末	令和6年度中の移動		令和6年度末
		増	減	
法定準備金	31,256,347	3,112,080	1,104,820	33,263,607
別途積立金	0	500,000	0	500,000
退職積立金	224,536	20,000	63,402	181,134
その他の財産	1,341,958	34,906	37,206	1,339,658
計	32,822,841	3,666,986	1,205,428	35,284,399

介護勘定

単位：千円

種 別	令和5年度末	令和6年度中の移動		令和6年度末
		増	減	
介護準備金	2,519,288	242,637	0	2,761,925
計	2,519,288	242,637	0	2,761,925

準備金保有率

種 別	令和5年度末	令和6年度末
一般＋介護	474.14%	486.56%
一般（再掲）	478.49%	490.69%
介護（再掲）	426.10%	441.78%

理事会・組合会

令和7年11月10日（月）	15時	理事会	場所：健保会館
令和8年 2月 9日（月）	15時	理事会	場所：健保会館
令和8年 2月16日（月）	15時	組合会	場所：健保会館

各種委員会

令和7年10月	保健事業推進委員会
令和8年1月	保険料率等検討委員会

健康管理委員講演会

令和7年 9月 8日（月）	15時	場所：東京ガーデンパレス
---------------	-----	--------------